

第5次広島市基本計画に基づく取組の概要等について

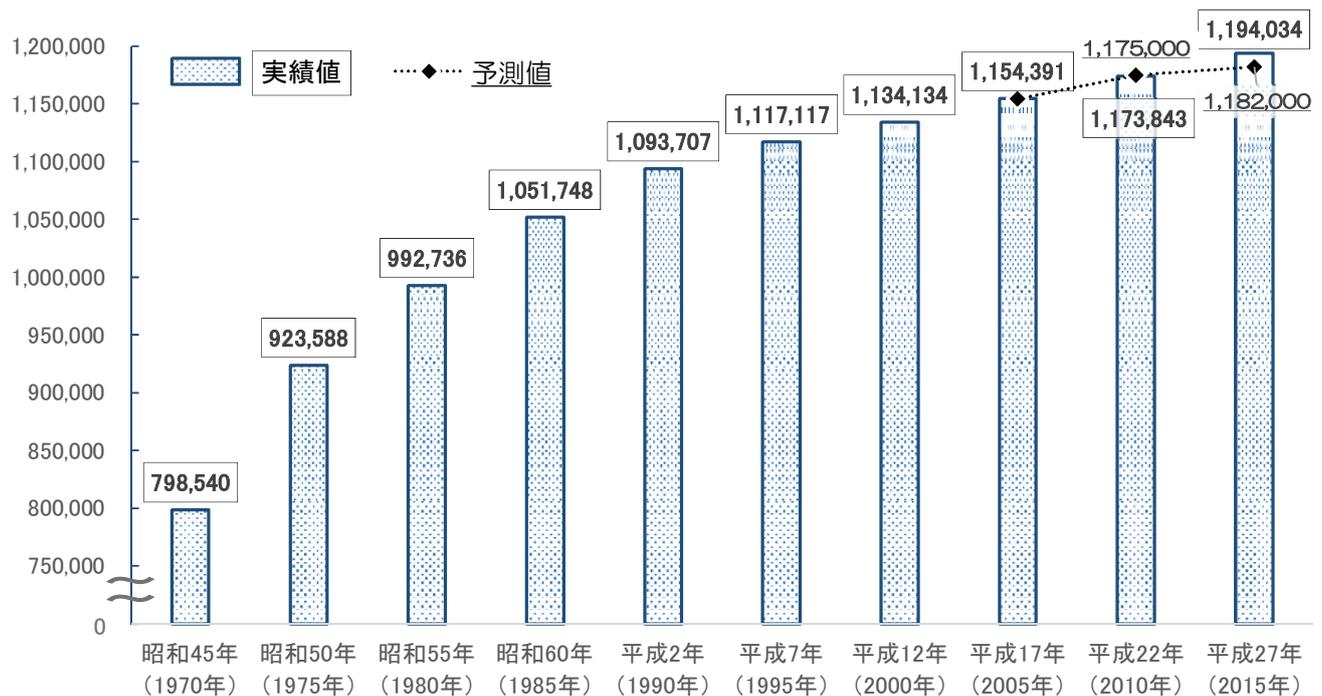
平成30年2月5日

広島市

第1部 総則

- 平成27年の国勢調査の結果によると、総人口については、広島市の人口は119万4,034人で、平成27年の予測値（以下「予測値」という。）118万2千人を約1万2千人上回っている（予測値に対する実績値の割合101.0%。図表1参照）。
- 年齢階層別人口については、年少人口（0～14歳）は16万8,961人で、予測値16万3千人を約6千人上回る（予測値に対する実績値の割合103.7%）とともに、その構成比は14.2%で、予測値13.8%を0.4ポイント上回っている。老年人口（65歳以上）は28万3,564人で、予測値28万1千人を約3千人上回る（予測値に対する実績値の割合100.9%）とともに、その構成比は23.7%で、予測値23.8%を0.1ポイント下回っている。このことから、予測したほど少子化・高齢化は進展していないものの、平成22年の国勢調査と比べてみても、年少人口は0.3ポイント減、老年人口は3.7ポイント増と少子化・高齢化は確実に進展している（図表2参照）。
- 世帯数については、一般世帯が53万948世帯で、予測値51万3千世帯を約1万8千世帯上回る（予測値に対する実績値の割合103.5%）とともに、総人口を一般世帯数で除した場合の平均世帯人員は、2.25人で、予測値2.3人を0.05人下回っている（一般世帯数の内訳等については図表3参照）。

図表1 総人口の予測値及び実績値（出典：国勢調査（各年））（単位：人）



図表2 年齢階層別人口の予測値及び実績値（単位：万人）

区分	平成17年	平成27年		差引 B-A
		予測値 (A)	実績値 (B)	
年少人口 (0～14歳)	17.1 (14.8%)	16.3 (13.8%)	16.9 (14.2%)	0.6 (0.4)
生産年齢人口 (15～64歳)	78.8 (68.2%)	73.7 (62.4%)	74.2 (62.1%)	0.5 (▲0.3)
老年人口 (65歳以上)	19.6 (17.0%)	28.1 (23.8%)	28.4 (23.7%)	0.3 (▲0.1)
うち75歳以上	8.8 (7.6%)	12.7 (10.7%)	12.7 (10.6%)	0.0 (▲0.1)
総人口	115.4 (100.0%)	118.2 (100.0%)	119.4 (100.0%)	1.2

図表3 一般世帯数の内訳

(単位：万世帯)

区 分	平成 17 年	平成 27 年		差引 B-A
		予測値 (A)	実績値 (B)	
一般世帯	48.7	51.3	53.1	1.8
単独世帯 (うち高齢世帯)	16.4 (3.9)	18.6 (5.9)	20.1 (5.7)	1.5 (▲0.2)
夫婦のみの世帯 (うち高齢世帯)	9.9 (4.2)	10.9 (5.9)	10.9 (5.9)	0.0 (0.0)
その他の世帯	22.4	21.8	22.1	0.3

第2部 分野別計画

第1章 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現

第1節 2020年までの核兵器廃絶を目指した取組の推進と被爆体験の継承・伝承

1 2020年までの核兵器廃絶を目指した取組の推進

平和首長会議を中心に、国際連合や各国政府等に対する要請活動、リーダー都市の選定と地域活動の活発化、原爆ポスター展の開催などに取り組むとともに、平和首長会議の積極的な加盟要請を行った結果、その都市は年々増加し、平成29年12月現在、162か国・地域の7,514都市が加盟するに至った。こうした加盟要請に加え、平和首長会議加盟都市が参加する総会や役員都市が参加する理事会等を定期的で開催するなど、その運営体制の充実・強化を図った。

また、核兵器廃絶に向けた国内外の世論を醸成するため、国内外での原爆展の開催や大学での「広島・長崎講座」の開設促進、第25回及び第27回国連軍縮会議の開催支援、国内ジャーナリスト研修「ヒロシマ講座」の実施、国連軍縮フェローズの受入れなどに取り組んだ。

さらに、「こどもピースサミット」や「こども平和キャンプ」、「中・高校生ピースクラブ」、「ヒロシマ・ピースフォーラム」の開催など、年代層に合わせた市民の活動を推進した。

今後も引き続き、平和首長会議の充実・強化を図りながら、加盟都市の市民やNGO等と連携し、2020年までの核兵器廃絶を目指した取組を進めるとともに、核兵器禁止条約の採択を踏まえた国内外の世論を醸成する必要がある。また、核保有国を始めとする各国の為政者に広島に来てもらい、被爆の実相に触れ、被爆者の体験や平和への思いを共有し、核兵器廃絶の実現に向けての努力を促す必要がある。

2 被爆体験の継承・伝承

被爆体験講話、被爆体験伝承講話の実施、被爆建物・被爆樹木等の保存・継承、被爆者証言ビデオや「原爆の絵」の制作、被爆体験伝承者の養成、被爆体験継承活動を行う団体相互の情報交換等を目的とした集いの実施など、被爆の実相を守り、広め伝えるための取組を推進した。

また、広島平和記念資料館本館の耐震改修等や、被爆の実相をより分かりやすく伝えるための展示整備を行う広島平和記念資料館再整備事業に取り組むとともに、原爆ドームの永久保存を目標に置き、次の世代に理想的な姿で確実に継承するため、地震対策等の保存工事や健全度調査を行うなど、平和記念施設の保存・整備の取組を進めた。

さらに、有識者で構成する「広島平和記念資料館資料調査研究会」の会員による被爆資料等の調査・分析等を行うとともに、市立大学広島平和研究所が長崎大学核兵器廃絶研究センターや韓国の世宗研究所と研究調査等の相互協力を図る協定を締結するなど、被爆体験の学問的整理等を進めた。

今後、被爆者の高齢化が進む中、被爆者の体験や平和への思いを世界に広め、かつ次世代に確実に伝えていくため、その継承・伝承に向けた取組をより一層進める必要がある。

第2節 世界恒久平和の実現に向けた取組の推進

1 人類の生存を脅かす諸問題への対応

広島平和文化センターにおいて、原爆や平和等に関する主張・情報を集約した和文及び英文の機関紙を発行して関係機関等へ配布するなど、平和問題に関する活動の成果等を国

内外に発信した。

また、広島平和記念資料館が所蔵・管理する被爆資料等のデータベース化を進め、一部についてインターネットで公開するほか、同館において調査研究等を行い、その成果を常設展示の見直し等へ反映するなどの取組を進めた。

さらに、放射線被曝者医療に関する技術支援や医療事情の提供等を行うため、放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）を通じ、海外からの医師等の受入研修や海外への専門医師等の派遣などを行うとともに、国際平和と安定に貢献することを目的にH I C A R E と国際原子力機関（I A E A）との協働事業を進めた。

加えて、広島・長崎原爆被曝者援護対策促進協議会（以下「八者協」という。）を通じ、被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進を図るよう、国に対して要望を続けるなどの取組を進めた。

今後、核兵器等に関する取組に加え、テロ、難民、環境破壊、貧困など、世界平和を脅かす諸問題の解決に向けて、引き続き、国内外の関係機関等との連携を図っていく必要がある。

2 平和意識の醸成

小学校から高等学校までの12年間を見通した平和教育プログラムを作成し、計画的・系統的な平和教育を推進するとともに、「こどもピースサミット」を始め年代層に合わせた取組を進めた。

また、毎年8月6日に国際会議場において、「ひろしま子ども平和の集い」を開催し、市内外の子どもたちが平和へのメッセージ等を発信するとともに、青少年国際平和未来会議や広島市・大邱広域市青少年交流事業を通じ、平和学習や意見交換・発表などを行った。

さらに、市立大学において、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて世界をリードすることができる人材を育成するため、平和学研究科の開設に向けて取り組んでいる。

加えて、広島国際アニメーションフェスティバルの開催などを通じた平和文化の普及・振興を図るとともに、国内外から捧げられる折り鶴に託された思いを多くの市民と共有するため、その思いを昇華させるための取組を推進した。

今後も引き続き、地域や世代を超えた平和教育や平和学習の推進、平和文化の普及・振興などに取り組む、世界中の人々と平和の思いを共有していく必要がある。

第2章 環境と人とのパートナーシップの構築

第1節 地球温暖化・エネルギー対策の推進

1 事業活動における取組の促進

市職員による出前講座、国や県と連携した啓発等を行うとともに、省エネルギー等に取り組む事業者に対し、優遇措置や補助金の交付、資金の融資を行うなどの取組を進めた。

また、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、一定規模の事業者等に対し、「事業活動環境配慮制度」や「エネルギー環境配慮制度」等の計画書の提出や報告を求めるなどの規制的な制度を創設し、その運用を図った。

今後も引き続き、事業者等と連携しながら、事業活動における省エネルギーを促進していく必要がある。

2 家庭生活における取組の促進

市職員による出前講座を始め、国や県、事業者等と連携した周知啓発等に取り組んだ。

また、家庭用燃料電池設置補助金など、住宅環境性能の向上に資する補助金交付などの取組を進めた。

今後も引き続き、排出量全体に占める割合も高く、増加傾向にある家庭部門の温室効果ガス排出量の削減に向けて、重点的に取り組む必要がある。

3 自動車使用の抑制に向けた取組の促進

自動車に過度に依存する交通体系、交通行動を見直し、公共交通の利用促進を図るため、「マイカー乗るまっデー」やパーク・アンド・ライドを推進するとともに、路面電車のLRT化や低公害バスの導入の支援等に取り組んだ。

また、徒歩や自転車で移動しやすい環境を目指し、継続的に歩道整備や交差点改良を行い、安全で快適な歩行空間の整備を進めるとともに、自転車走行空間や市営駐輪場の整備、広島市観光レンタルサイクル「ぴーすくる」の導入に取り組んだ。

さらに、事業者の自動車使用による温室効果ガスの抑制を目指し、「自動車環境管理制度」の創設や事業者の低公害車両の導入促進等に取り組んだ。

今後も引き続き、市民や事業者等と協力しながら、公共交通や自転車の利用促進等に取り組む必要がある。

4 市の率先行動の推進

ごみ焼却に伴い発生する熱や下水処理に伴い発生する汚泥等の有効活用、本市独自の環境マネジメントシステムの運用、グリーン購入などに取り組んだ。

今後も引き続き、市が率先して省エネルギー等に取り組む必要がある。

5 温室効果ガス吸収源拡大への対応

壁面等緑化促進事業による緑化の普及啓発、緑化推進制度に基づく建築物等への緑化の義務付け、市民参加の森林づくり事業等による森林等の保全に取り組んだ。

今後も引き続き、緑化の推進や森林等の保全に取り組む必要がある。

6 低炭素型社会の実現に向けた取組の推進

地球温暖化対策は、市民、事業者、行政等の全ての主体が取り組むことが重要であることから、平成 29 年度に市民、事業者、行政等の代表からなる「ひろしま低炭素まちづくり市民会議」を創設し、この市民会議を中心に、「脱・温暖化！市民総ぐるみ推進キャンペーン」を実施した。

また、スマートコミュニティの推進や水素エネルギーの活用促進などに取り組むとともに、本市独自の排出量取引制度の調査・検討等も行った。

今後、他の自治体や海外の事例も参考にしながら、低炭素なまちづくりの取組を進めていく必要がある。

7 地球温暖化が市民生活に及ぼす影響への適切な対応

自然災害の発生防止や快適な居住環境の確保など、地球温暖化による影響を最小限に抑えるための適応策を「広島市地球温暖化対策実行計画」に位置付けた。

今後、新たな課題等の把握に努め、適切に対処していく必要がある。

第2節 ゼロエミッションシティ広島の推進

1 ごみの減量とリサイクルの推進

広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、レジ袋の無料配布中止の推進や、生ごみ減量を目指し市内大学生のアイデアを生かしたエコクッキングの作成、食品ロス削減に向けた啓発など、ごみの減量に向けた取組を進めた。

また、分別排出の徹底を目指し、市民への情報発信や事業所に対するリサイクルの啓発・指導に取り組むとともに、適正なリサイクルを目指した国への要望、ごみ焼却発電による売電、焼却灰のセメント原料化などに取り組んだ。

現在、ごみの排出量については、おおむね横ばい傾向にあることから、今後、更なる減量を目指し、食品リサイクルの促進などについて、検討を行っていく必要がある。

2 ごみの適正処理の推進

新安佐南工場の稼働開始、安佐北工場の操業期間延伸、南工場の大規模改修などを進め、安定的な焼却体制を確保するとともに、玖谷埋立地の拡張や恵下埋立地（仮称）の整備を推進し、安定的な処理が行えるよう取り組んだ。

また、こうした施設の適正管理に向け、法令等で定められた規制基準遵守の徹底や検査体制の強化に取り組むとともに、災害時に対応できる処理能力や耐震性の確保を図った。

今後も引き続き、ごみの安定的な処理に向けた整備を行っていく必要がある。

3 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の適正処理に向けた講習会の開催や処理施設への定期的な立入検査、シーパトロール・スカイパトロールの実施、建設工場の解体現場等への立入指導などを行うとともに、減量化・リサイクルの促進を図るための啓発や計画書の作成指導、建築資材のリユース促進などに取り組んだ。

今後も引き続き、適正処理や減量化・リサイクルの促進などの対策に取り組む必要がある。

第3節 良好な環境を持続させるための総合的な施策の推進

1 地域環境の向上

河川や海等の環境を保全するため、下水道整備を進めるとともに、太田川の水質改善、環境浄化に向け、流域の市町と連携した一斉清掃や子どもたちへの環境学習などに取り組んだ。

また、森林・緑地・農地を保全するため、市民参加の森林づくり事業や市民菜園の拡充などに取り組んだ。

さらに、水や緑にふれることのできる環境づくりを目指し、ホタル護岸や親水護岸の整備、関係機関と連携したアユ、シジミの種苗放流などに取り組むとともに、広島市森林公園や憩いの森、ハイキングコースのボランティアによる維持管理、市民の利用促進を図った。

加えて、生活環境を保全するため、PM2.5 測定器の順次配置など大気汚染の継続的な監視、大気汚染、水質汚濁、騒音等の防止に関する工場・事業場への立入指導・検査、アイドリリングストップに関する啓発活動などを行うとともに、ごみのないきれいなまちを目指し、美化推進区域・喫煙制限区域における巡回パトロールや啓発・指導、クリーンボランティア支援事業などに取り組んだ。

今後も引き続き、市民や事業者などと連携しながら、ごみのない住みよいまちづくりを進めていく必要がある。

2 環境保全活動の促進

国や県等と連携・協力しながら、「環境の日」ひろしま大会や「ひろしま温暖化ストップ!フェア」等のイベントを開催するなど、市民の環境保全意識の向上を図った。

また、全ての清掃施設における市民見学の受入れや「環境サポーター養成講座」、「下水道サポーター養成講座」等の開催などにより、市民の環境学習機会の確保に取り組んだ。

今後も引き続き、市民の環境への意識向上を図りながら、環境保全に取り組む必要がある。

3 環境先進都市としての総合的な施策の推進

本市も加盟している国内外1,500以上の自治体で構成される国際ネットワークのイクレイを通じ、「気候変動とエネルギーに関する世界首長誓約」への参加を始め、国内外の先進的な取組や国際的な潮流の把握に努めた。加えて、アジア諸地域から研修員等を受け入れ、国際環境協力の推進などを行った。

また、国や県と連携して代替フロン の適正管理に係る周知、自動車リサイクル法に基づくフロン の適正処理の指導を行うとともに、太田川流域7市町で構成する「太田川流域振興交流会議」において、自然体験型のプログラムを実施し、子どもたちの環境保全意識の向上などに取り組んだ。これらの取組などは、第2次広島市環境基本計画において計画的な進捗管理に努めた。

今後も引き続き、国内外の自治体と連携を図りつつ、各種取組を進める必要がある。

第3章 安全・安心の確保と生活基盤の整備

第1節 災害に強いまちづくりの推進

1 災害に強い市民活動の推進

防災に関する研修会や、市政出前講座等の開催、洪水・浸水・土砂災害の各種ハザードマップの提供などにより、市民の防災知識の普及啓発を図るとともに、地域の災害対応力向上のため、学区自主防災組織等が主体となった避難訓練や、指定避難所（生活避難場所）運営訓練、応急訓練の支援に取り組んだ。

また、防災士の資格取得の促進や、フォローアップ研修の開催など、地域の防災リーダーの養成を始めとした自主防災体制の整備に取り組むとともに、避難場所や資機材等の提供に関する防災協定を締結し、地域と事業所との連携を進めた。

今後も引き続き、市民の自助・共助の意識を醸成し、地域の防災力を高めるための取組を進める必要がある。

2 災害に強い組織体制の整備

情報伝達体制の強化を図るため、消防救急無線や、防災行政無線（同報系及び移動系）のデジタル化、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、各種情報システムの整備等に取り組んだ。

また、消防隊員の訓練や研修内容の充実、救急救命士の計画的な養成、災害対応特殊車両等の導入などによる消火・救急活動に必要な装備の充実等により、消防活動体制の整備を図るとともに、消防署や出張所、消防団車庫の計画的な建替え、消防団への入団促進等により、災害応急体制の整備を図った。

さらに、避難行動要支援者に対する地域の取組の支援や、災害ボランティアの活動支援、災害時の医療救護体制の整備に取り組むとともに、平成26年の豪雨災害時における広島県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の早期派遣や、被災者への継続的な支援等を通じた被災者のメンタルヘルス対策などに取り組んだ。

加えて、危機管理体制の強化を図るため、広島市危機管理計画に基づく職員研修・訓練の実施、防災情報メールの登録促進、危機の発生状況や社会情勢の変化を踏まえた対応マニュアルの見直し・充実に取り組んだ。

その他、平成26年の豪雨災害を踏まえ、新たな危機管理体制の構築を図るため、消防局にあった危機管理部門を市長事務部局に移管し、従来の災害応急組織体制に注意体制・警戒体制を追加するなど、体制を見直すとともに、サイレンの機能強化や防災情報共有システムの構築などを行った。

今後も引き続き、災害時の被害を最小限に抑えるため、災害に強い組織体制の整備に取り組む必要がある。

3 災害に強い都市構造の形成

広島市開発技術基準に基づく審査・指導を通じた災害に強い土地利用に向けた規制・誘導を行うとともに、防火・準防火地域の見直し、土砂災害警戒区域等の指定の促進、急傾斜地崩壊対策事業や土地区画整理事業の推進、広域避難路や浸水対策施設の整備など、都市の防災構造化に取り組んだ。

また、建築物や橋りょうの耐震化、電線共同溝の整備によるライフライン施設の地中化、

老朽化が進む上下水道施設等の耐震化などに取り組んだ。とりわけ、平成 26 年の豪雨災害においては、被災地の早期復興に向け、国や広島県と連携し、防災・減災のための施設整備などを進めた。

さらに、平成 28 年の熊本地震を踏まえ、防災拠点施設を始めとした市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図っている。

今後も引き続き、計画的に都市の防災構造化や、建築物や橋りょうの耐震化などに取り組むとともに、復興まちづくりビジョンに基づき、豪雨災害で被災した地域の早期復興と安全・安心なまちづくりを一層進める必要がある。

第 2 節 安全で安心な地域社会の形成

1 犯罪や事故の起こりにくい安全なまちづくりの推進

防災情報メールによる不審者情報の提供や、防犯講習会等の開催、全小学校における安全意識啓発マップの作成など、防犯意識の啓発に取り組むとともに、「8・3 運動」の展開を始めとする子どもの見守り活動の実施や、防犯リーダー等の人材育成支援、地域防犯カメラの設置補助など、市民や事業者の自主的な活動に対する支援に取り組んだ。

また、街路灯の整備・更新や、通学路における安全点検、カーブミラー・防護柵等の交通安全施設の整備、放置自転車対策、リバークリーン（流川・薬研堀地区における環境浄化活動）作戦の実施など、都市環境の整備に取り組むとともに、犯罪被害者等総合相談の実施や、広島被害者支援センターへの活動支援など、犯罪被害者等に対する支援などに取り組んだ。

今後も引き続き、市民の日常生活の安全や安心の確保を図るための積極的な取組を展開し、犯罪や事故の起こりにくい安全なまちづくりを進める必要がある。

2 消費者施策の推進

消費生活の安定と向上を図るため、日常生活物資の価格調査や事業者に対する不当な取引行為防止のための指導・啓発の実施など、消費者の権利擁護に向けた取組を進めるとともに、消費者力向上キャンペーン事業の実施や、消費者教育の推進、消費者団体等の育成・指導など、消費者の自立の支援に向けた取組を進めた。

また、専門相談員による消費生活相談の受付・あっせんや、高齢者等の消費者被害防止対策講座の実施など、消費者被害の救済に向けた取組を進めた。

さらに、生鮮食料品等の安定供給と安全性の確保を図るため、中央市場の再整備に向けた検討や、食品の安全・安心の確保に向けた効率的・効果的な監視指導の実施などに取り組んだ。

今後も引き続き、消費者問題の複雑化・多様化など、消費者行政を取り巻く社会の変化に対応しながら、適切な消費者施策を推進する必要がある。

3 交通安全対策の推進

カーブミラー・防護柵等の交通安全施設の整備や、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、自転車走行空間の整備、路面電車における低床車両の導入促進、JR 駅のバリアフリー化の促進など、交通環境の整備に取り組むとともに、年齢階層に応じた交通安全教室や、交通安全協会との共催による交通安全運動ふれあいキャンペーンの開催など、交通安全意識の高揚を図った。

今後も引き続き、交通事故の発生状況等を踏まえ、交通弱者にも配慮の行き届いた交通安全対策に取り組む必要がある。

第3節 豊かで魅力的な里ライフの創造

1 総合的な過疎対策の推進

人口流出と高齢化が深刻な中山間地域の活性化を図るため、中山間地域お宝資源掘り起こし事業を創設し、新たな農家ビジネスにつながる活動を支援するなど、総合的な対策に取り組んだ。

今後も引き続き、中山間地域は、豊かな自然を育み、歴史や伝統を引き継ぎ、人々にやすらぎと心の豊かさを与える重要な地域であるとの理念の下、その活性化に取り組む必要がある。

2 農地・森林の保全と産業の振興

農林業を支える多様な担い手の育成や、都市・農村交流イベントの実施、森林造成事業等による健全な森林の育成、木質バイオマスの利用促進など、農地・森林の保全と農林業の振興に取り組んだ。

また、中山間地中小企業振興補助や、中小企業連携による中山間地の活性化促進事業などにより、中小企業の振興を図るとともに、広島神楽の振興など、観光資源の整備・開発等に取り組んだ。

今後も引き続き、地域社会の担い手の確保につながる農林業や、地元中小企業の振興などに取り組み、雇用の維持・創出や、地域産業の活性化を図る必要がある。

3 生活環境の整備とコミュニティの活性化等

地域における生活交通を確保するためのバス路線や乗合タクシーの運行支援、水道未整備地域における水道整備、各地域の状況に適した生活排水処理施設の整備、携帯電話不感地域における携帯電話基地局の整備、超高速ブロードバンド環境未整備地域における整備促進など、生活環境の整備に取り組むとともに、高齢者の見守りに取り組む地域住民のネットワークづくりに対する支援や、へき地患者輸送車運営事業の実施など、福祉サービス等の確保に取り組んだ。

また、地域団体による地域コミュニティ活性化等に向けた取組の支援や、高齢者を対象とした講座の実施など、コミュニティの活性化等に取り組むとともに、通学区域外から児童生徒の受入れを行う「いきいき体験オープンスクール」の実施や、遊びうた保存継承、広島神楽の振興など、教育・地域文化の振興に取り組んだ。

今後も引き続き、地域課題を踏まえた生活環境の整備に取り組むとともに、地域の力を引き出しながら、コミュニティの活性化を図る必要がある。

4 交流・定住の促進

広島広域都市圏の魅力や圏域内各市町の移住・定住支援策等の情報発信、地域課題解決ネットワークとの連携による移住・定住相談者への総合的な支援、空き家等を活用した住民間の交流拠点づくりなどに取り組んだ。

今後も引き続き、地域の拠点づくりや魅力の掘り起こし、PR活動など、中山間地域にお

ける交流・定住の促進に向けた取組を進める必要がある。

第4節 バランスのとれた有機的都市構造の形成

1 有機的都市構造の形成

本市が抱える人口減少や超高齢化の進行、厳しい財政状況などに対応するため、広島市都市計画マスタープランを改定し、都心と拠点地区などに多様な都市機能を誘導してコンパクトで暮らしやすい集約型都市構造への転換を目指すことを示すとともに、都市構造の集約化のアクションプランとなる立地適正化計画の策定に向けた取組を進めた。

また、集約型都市構造の実現に向けた公共交通体系づくりを推進するため、公共交通体系づくりの基本計画や、バス活性化基本計画、広島市地域公共交通網形成計画を策定するとともに、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核とする「楕円形の都心づくり」をより一層推進し、都心を活性化するため、ひろしま都心活性化プランを策定した。

今後、これらの計画等を踏まえ、公共交通等で連携された集約型都市構造への転換を図る必要がある。

2 都心や拠点地区における都市づくりの推進

広島駅周辺地区における市街地再開発事業や土地区画整理事業の推進、広島市民球場を核とした球場周辺地区の整備の推進に取り組むとともに、旧広島市民球場跡地の活用に向けた検討や広島大学本部跡地における「知の拠点」の再生に向けた取組を進めるなど、都心における都市機能の集積促進に取り組んだ。

また、西風新都の都市づくりや、西広島駅周辺地区のまちづくりの推進、宇品地区の魅力ある港空間づくりの促進など、拠点地区の計画的な整備推進等に取り組んだ。

今後も引き続き、都心や拠点地区の魅力を高めるため、これらの取組を積極的に進める必要がある。

3 都市機能の有効活用を図るための交通基盤の整備

市内JR各線における在来線の輸送改善や、JR可部線の電化延伸、アストラムラインとJR山陽本線との結節点における新白島駅の設置、路面電車のLRT化の促進、低床バスの導入促進など、公共交通機関の機能強化を図るとともに、広島高速道路や一般国道の整備促進など、道路交通網の整備に取り組んだ。

今後、新交通西風新都線の整備（アストラムラインの延伸）や、広島駅南口広場の再整備など、交通基盤の更なる強化に向けた取組を着実に推進する必要がある。

4 合理的な土地利用の誘導

広島市都市計画マスタープランの改定の中で、市街化調整区域における開発を抑制し、市街化区域の拡大は行わないことを基本とする方針を示すとともに、市街化調整区域において、地区計画制度による良好な市街地形成の誘導などに取り組んだ。

今後、集約型都市構造の転換に向け、計画的な土地利用の誘導を図る必要がある。

第5節 うるおいのある整った市街地の形成

1 計画的な市街地の整備

段原東部地区は土地区画整理事業を完了させ、また、向洋駅周辺青崎地区はJR山陽本線北側の建物移転と道路、宅地等の整備を完了させるとともに、南側の整備を進めた。

西蟹屋地区を含む広島駅東側地区は、道路や建物の状況等に関する地区の現状を把握し、課題の抽出を行った。

西風新都は、幹線道路等の都市基盤施設の整備、民間開発事業者による丘陵部の開発の促進、消防訓練施設や消防出張所の整備などに取り組んだ。

今後も引き続き、地区ごとのまちづくりにおける課題を整理しながら、計画的な整備に取り組む必要がある。

2 水と緑を生かしたうるおいのある都市空間の形成

京橋川や元安川で10箇所の水辺のオープンカフェの展開、元安川の親水テラスにおける水辺のコンサートの実施、広島駅周辺の水辺における美しい川づくり、河岸緑地や平和大橋歩道橋の整備、大槌川での親水性護岸やホテル護岸等の整備など、水を生かした都市空間の形成に向けた取組を進めた。

また、市内施設での壁面等緑化の推進、ふれあい樹林地区や美しい保存樹・保存樹林の指定、緑化推進制度等に基づく民間施設の緑化の促進、元宇品公園一体の環境整備、市民・企業等との協働による花と緑と音楽の広島づくりの推進など、緑豊かな都市空間の形成に向けた取組を進めた。

今後も引き続き、市民や事業者などの協力を得ながら、水や花、緑を生かした都市づくりを進める必要がある。

3 良好な景観の形成

広島市景観計画を策定し、当該計画等に基づき、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区などの建築物等の景観誘導を図るとともに、平和大橋歩道橋や、太田川大橋の整備、電線類の地中化など、デザインに配慮した公共施設の整備に取り組んだ。

また、道路上の張り紙や立て看板等の除却を行う路上違反広告物除却推進員の任命、屋外広告業の登録制度の運用など、屋外広告物の適正な誘導に向けた取組を進めた。

さらに、良好な景観形成に貢献すると認められる建築物等を表彰する「ひろしま街づくりデザイン賞」などの実施により、景観に対する市民意識の高揚に取り組んだ。

今後も引き続き、広島ならではの個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観の形成に取り組む必要がある。

第6節 快適な生活環境の整備

1 住宅施策の総合的・計画的な推進

住宅関連事業者やNPO団体などと連携して設立した広島市住まいづくり連絡協議会による住まいづくりセミナーの開催など、住まいづくりに関する情報提供等を行った。

また、広島市市営住宅マネジメント計画等に基づき、市営住宅の耐震化や建替え等に取り組むとともに、住宅性能表示制度や長期優良住宅認定制度の普及啓発、住まいのアドバイザー派遣など、良質な住宅ストックの形成に向けた取組を進めた。

さらに、広島市景観計画等による建築物等の景観誘導や、民間住宅の耐震化の促進など、良好な居住環境の形成に向けた取組を進めるとともに、市営住宅における高齢者や車椅子常用户向けの住戸改善、民間住宅のバリアフリー化に対する支援、建築士等による住宅相談の実施など、高齢者世帯や障害者世帯等に配慮した取組を進めた。

今後も引き続き、市民の豊かな住生活の実現に向けた取組を進めるとともに、市営住宅の適切なマネジメントに取り組む必要がある。

2 施設の計画的整備と適切な維持管理、バリアフリー化等の推進

国道・県道を中心とした幹線道路から地域に密着した生活道路までの体系的な道路整備、重要橋りょうやトンネル等の効果的・効率的な維持保全、歩道の拡幅や段差解消等のバリアフリー化などを推進するとともに、公園不足地域における公園整備、安佐動物公園や植物公園等の活性化などの取組を進めた。

また、下水道施設や水道施設の計画的な改良・更新等に取り組むとともに、市有建築物の維持保全に向けた取組や、本市施設の計画的なバリアフリー化、JR駅など民間建築物におけるユニバーサルデザインの考え方等を踏まえたバリアフリー化などを進めた。

今後も引き続き、施設の計画的な整備に取り組むとともに、広島市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的で効率的な維持保全・更新、バリアフリー化等に取り組む必要がある。

3 郊外住宅団地の高齢化等への対応

住宅団地活性化研究会などにおいて、その活性化に向けた総合的な対策を検討し、「住宅団地の活性化に向けて」を取りまとめるとともに、この取りまとめに掲げた“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助事業や、住宅団地における住替え促進モデル事業、三世同居・近居支援事業、空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度を創設し、運用を開始するなど、住宅団地の活性化に向けた取組を進めた。

今後、30年後においても住み続けられるまちづくり、多様な世代が集うコミュニティの再生を目指し、住宅団地の活性化に向けた取組を進める必要がある。

第7節 都市内交通体系の整備

1 総合的な都市交通対策の展開

「マイカー乗るまあデー」やパーク・アンド・ライドの推進、自転車利用の促進などに取り組むとともに、都市計画道路における歩道整備や、広島駅地区を始め9地区の「あんしん歩行エリア」における歩道拡幅等の交通安全対策、広島市自転車走行空間整備計画（デルタ市街地編）に基づく自転車走行空間の整備など、歩行者・自転車空間の確保に取り組んだ。

また、市営駐車場の市営駐輪場への転用・廃止や、建築物における駐車場及び駐輪場の附置義務基準の見直し、自転車等放置規制区域の拡大、市営駐輪場の整備、民間事業者による路上駐輪場の整備、駐車駐輪指導員による街頭指導など、駐車・駐輪対策を推進するとともに、共同集配や共同荷さばき施設等に係る事業化・ルール化の検討などを行った。

今後も引き続き、環境にやさしい交通手段への転換を図るため、市民や事業者等の協力を得ながら、総合的な対策を進める必要がある。

2 公共交通機関の機能強化と利用促進

市内 J R 各線における在来線の輸送改善や、J R 可部線の電化延伸、アストラムラインと J R 山陽本線との結節点における新白島駅の設置、路面電車の L R T 化の促進、低床バスの導入促進、広島駅や西広島駅等における交通結節点整備に向けた検討などに取り組んだ。

また、商業施設と連携した公共交通機関の利用促進策の実施や、地域における生活交通を確保するための乗合タクシーの運行支援などに取り組んだ。

今後、J R 線・アストラムライン・路面電車・バスの機能強化や、交通機関相互の乗換え利便性の向上、新交通西風新都線の整備（アストラムラインの延伸）など、公共交通の更なる充実・強化に向けた取組を着実に推進する必要がある。

3 体系的な都市内道路網の整備

広島高速 2 号線や 3 号線、5 号線の整備を進めるとともに、補助国道や県道、主要地方道、都市計画道路の整備などに取り組んだ。

また、住民からのニーズに応じ、拡幅や線形改良、隅切り、歩道の確保など、生活道路の整備を行うとともに、交通結節点にアクセスする都市計画道路の整備などに取り組んだ。

さらに、太田川大橋におけるデザインコンペや、平和大橋歩道橋の新設に当たってのデザイン検討など、周辺の景観と調和させる取組を進めるとともに、広島駅周辺地区における広島駅新幹線口ペDESTリアンデッキや広島駅自由通路の整備、新幹線口広場の再整備などに取り組んだ。

今後も引き続き、体系的な道路の整備を推進するとともに、市街地整備事業とも連動した道路整備を進める必要がある。

第4章 子どもの未来の創造

第1節 子どもが健やかに育つ社会の形成

1 子どもの人権の尊重に向けた取組の推進

議会や市民の間での評価が大きく分かれている状況を踏まえ、「子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定に向けた取組は中止したものの、市立幼稚園や小学校等の教員を対象とした研修や、園長・校長を始めとする人権教育推進教員等を対象とした人権研修を実施するなど、子どもの権利の尊重に資する取組を推進した。

また、子ども会議の開催等により子どもの意見表明の機会や場の確保を図るとともに、「特定非営利活動法人ひろしまチャイルドライン子どもステーション」の運営支援を通じ、子どもが直接相談できる機関等についての周知や、子どもに関する問題について総合的な相談支援を行うこども家庭相談コーナーの各区への設置など、子どもに関する相談体制の整備に取り組んだ。

今後も引き続き、子どもの権利の尊重と社会参加の促進に向けて、その普及啓発に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性を育む機会の充実、子どもに関する相談支援機能の強化などに取り組む必要がある。

2 子どもが健やかに育つための支援の推進

母子健康手帳交付時に、保健師が面接し、母体や子育てに関する情報提供を行って子育てに関する不安解消等に努めるとともに、妊産婦や乳幼児に対する健康診査、小児医療の充実、学校における食育の推進など、子どもと親の健康づくりなどに取り組んだ。

また、障害のある子どもに対し、こども療育センターにおいて保育園や学校等と連携して相談支援体制の充実を図るとともに、発達障害のある子どもに対する支援の充実や、放課後等における居場所の確保などに取り組んだ。

さらに、広島市道徳教育プログラムを活用して人に優しい子どもの育成に取り組むとともに、公園や教育施設等の活用、児童館の整備等を通じ、子どもの遊び場と居場所づくりの推進を図った。

加えて、児童虐待に関する正しい知識の普及啓発や、子育ての負担が重いと考えられる家庭に対する訪問等の支援、児童相談所や学校、警察等の関係機関の連携による児童虐待の早期発見・早期対応のための取組など、児童虐待防止対策の推進を図った。

そして、虐待を受けるなど社会的養護を必要とする子どもを支援するため、児童養護施設の充実や、里親制度の普及促進などに取り組むとともに、貧困の状況にある家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供、経済的支援などを行った。

今後も引き続き、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子の健康づくりを推進するとともに、障害のある子どもに対する支援の充実や、子どもの貧困に対する総合的な取組を進める必要がある。

第2節 安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備

1 社会全体で子どもを育てる環境づくり

児童福祉月間行事などの機会を通じ、社会全体で子どもを育てる意識の醸成を図るとともに、仕事と子育ての調和に向けた取組に積極的な事業所を表彰するなど、企業の仕事と子育ての両立に向けた環境整備の促進に取り組んだ。

今後も引き続き、あらゆる機会を通じ、子どもと子育てに関する理解を深めるとともに、子育てに対する地域社会の支援を充実するなど、社会全体で子どもを育てる環境づくりに取り組む必要がある。

2 子育てと仕事の調和に向けた支援の充実

待機児童の解消等を目指し、保育園整備や幼稚園等の預かり保育の充実などに取り組むとともに、延長保育や休日保育など多様な保育サービスの充実を図った。

また、こども療育センター等との連携により、障害の早期発見や個々の子どもの障害に応じた適切な支援を行うとともに、保育サービスの質の向上を図るための職員研修の充実や、保育士の賃金改善等を図るための私立保育園への補助などを行った。

さらに、放課後児童クラブなどの運営により、子どもの放課後等の居場所確保を図るとともに、仕事と子育ての調和に向けた取組に積極的な事業者に対する優遇措置や、事業所内保育施設の設置の促進などを通じ、就労環境の整備に取り組んだ。

今後、待機児童の解消に向け、より一層積極的に取り組むとともに、仕事と子育ての調和に向けた就労環境づくりを進める必要がある。

3 子育て家庭に対する支援の充実

地域子育て支援センターにおける子育てに関する相談支援の実施や、常設オープンスペースにおける子育て親子の交流の場の提供、一時預かりの実施など、子育て家庭に対する養育支援に取り組んだ。

また、ひとり親家庭等に対する就業支援や、多子世帯等に対する保育料の利用者負担軽減、子どもに対する医療費の助成など、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んだ。

今後も引き続き、子育てに関する相談支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭等に対する経済的負担の軽減等に取り組む必要がある。

4 地域における子育て環境の充実

地域団体等による子育てオープンスペースの運営の支援などにより、団体相互の連携を促進するとともに、ファミリー・サポート・センターの機能の充実や、児童館の利用促進など、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

今後も引き続き、地域での多様な交流機会を促進するとともに、子育てしやすい環境整備を推進し、地域における子育て環境の充実に取り組む必要がある。

第5章 保健・医療・福祉の充実

第1節 健康づくりの推進と適切な医療提供体制等の確保

1 健康づくりの推進

元気じゃけんひろしま 21 に基づき、健康増進事業健康教育を実施し、生活習慣病等の疾病に関する正しい知識やその予防・周知等に向けた普及啓発など、健康づくりの意識啓発に取り組むとともに、ウォーキングなどの運動習慣づくりや飲酒・喫煙の防止、メタボリックシンドロームの予防、食育の推進など、生涯にわたる健康づくりを推進した。

また、精神疾患やひきこもりなどに関する相談の充実や、自殺（自死）対策推進センターの設置・運営による総合的な自殺（自死）対策の推進など、心の健康づくり対策の充実に取り組んだ。

さらに、すこやか食生活推進リーダーなど地域で健康づくりを推進する人材の養成やその活動の場の提供、特定健康診査等による疾病の予防と早期発見、歯科保健対策の充実などに取り組むとともに、エイズや結核などの感染症対策、難病に係る相談支援の充実を図った。

今後も引き続き、若年期からの主体的な健康づくりを促進するとともに、特定健康診査の充実や受診率の向上などに取り組み、健康寿命の延伸を図る必要がある。

2 適切な医療提供体制の確保

医師会等と連携し、より質の高い効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けて検討を行うとともに、かかりつけ医の普及、がんや脳卒中などの患者に対する切れ目のない医療提供に向けた医療連携体制の構築と強化、年末年始の複数病院開院体制の確保や小児医療等の充実を図った。

また、地域の医療人材の育成や医師確保対策の推進、安佐市民病院の機能分化整備など、地域医療体制の充実に向けた取組を進めた。

さらに、救急医療体制の円滑な運営に向けて、外傷の救急医療体制の整備に関する検討や、軽症患者受入体制の拡充などによる二次・三次救急医療体制の確保、病院群輪番制への参加病院数の拡大、テレビやラジオ等を通じた救急車の適正利用の呼び掛けなどに取り組んだ。

今後も引き続き、医療機関の連携の強化や救急医療の充実など、適切な医療提供体制の確保に向けて取り組むとともに、国民皆保険の下、市民が必要な医療を安心して受けられるよう、平成 30 年度からの国保の県単位化を円滑に施行した上で、県や他市町と連携して収納率向上や医療費適正化等に取り組む必要がある。

3 良好な生活衛生環境の確保

食品安全情報センターにおける食中毒発生状況等に係る情報発信や、効果的・効率的な監視指導や検査などを実施するとともに、新火葬場「西風館」の供用開始や、動物の適正な飼育の普及啓発などに取り組んだ。

今後も引き続き、食の安全・安心の確保に関する取組を推進するなど、良好な生活衛生環境の推進を図る必要がある。

第2節 高齢者福祉の充実

1 高齢者の多様な社会参加の促進

公民館・スポーツセンター等での生涯学習や文化・スポーツ活動等の機会の提供、老人ク

ラブの活動活性化、ふれあい・いきいきサロンなど地域における住民同士のふれあいや交流の場の促進など、高齢者の多様な活動に対する支援に取り組んだ。

また、広島市社会福祉協議会において、元気で活動的な高齢者に対し、その知識や経験を生かして活躍できるよう、希望に応じた支援を行う「シニア応援センター」を設置するとともに、「協同労働」による高齢者の働く場の創出を目指した仕組みづくりや、ICT利活用の促進、新規就農者の育成など、高齢者の能力の活用促進を図った。

今後も引き続き、高齢者いきいき活動ポイント事業の推進など、高齢者が主体的かつ継続的に社会参加できるよう取り組む必要がある。

2 高齢者が地域で安心して暮らしていくための支援

介護予防に関する教室の開催や住民が主体的に運営する介護予防拠点の整備を地域包括支援センターが中心となって進めるとともに、シニア健康ウォーキング教室における運動機能の維持・向上などを通じ、介護予防の推進に取り組んだ。

また、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、地域全体で高齢者の見守りや支え合いを行う仕組みづくりを支援するとともに、配食サービス等の在宅サービスの充実や、高齢者の生活等に配慮した住宅改造への支援、高齢者の生活交通を確保する乗合タクシーの導入など、高齢者の在宅生活の支援に取り組んだ。

さらに、認知症に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、認知症疾患医療センターなど認知症医療提供体制の充実や、特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設等の整備に取り組んだ。

加えて、介護保険制度の円滑な運営に向け、介護支援専門員に対する研修等を実施し、介護保険制度の理解とケアマネジメントの質の向上を図るとともに、介護サービス事業者に対する指導監督等による介護給付費の適正化や、災害被災者や低所得者に対する負担軽減などに取り組んだ。

今後も引き続き、高齢者が地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの充実を図りながら、健康づくりと介護予防の促進や見守り支え合う地域づくりの推進などに取り組む必要がある。

3 高齢者の権利擁護の推進

介護サービス従事者等に対する高齢者虐待防止研修会や、医師、弁護士、警察等と連携した高齢者虐待の早期発見や見守りなどに取り組むとともに、成年後見制度の周知・利用促進や広島市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の充実を図った。

今後も引き続き、高齢者虐待の防止と早期発見につながる取組を進めるとともに、成年後見制度について、一層の利用促進を図る必要がある。

第3節 障害者福祉の充実

1 バリアフリー化の推進

障害者スポーツ大会や障害者と広島交響楽団との「マーガレットコンサート」、障害者週間における各種記念行事、世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間に併せた啓発イベントの開催や、広島市障害者虐待防止センターの設置、障害者差別解消法の普及啓発、「広島市職員対応要領」を基にした職員研修の実施などを通じ、障害や障害者についての理解を促進し

た。

また、本市公共施設の計画的なバリアフリー化や、市営住宅の住戸改善、障害者の住みよい住宅等についての相談支援、災害時における連絡・支援体制の整備などに取り組み、生活環境の改善を図った。

さらに、点字やSPコードを付した文書の送付や、視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定及び操作方法等の指導を行うボランティアの養成講座を実施するなど、ICTを有効活用した情報・コミュニケーション支援の充実に取り組んだ。

今後も引き続き、障害者を含む幅広い交流を促進し、障害や障害者についての理解の促進を図るとともに、障害者差別解消法の一層の普及啓発に取り組む必要がある。

2 地域における障害者の自立支援

適切なサービス利用を支援する事業所や障害児の相談支援を行う事業所を指定し、サービス利用に必要な助言・援助等を行うとともに、更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所等の各専門機関の専門性を生かした相談支援や、各区福祉事務所を通じた地域の関係団体との連携による一体的な対応を行うなど、相談・サービス利用の援助体制の充実を図った。

また、居宅介護や就労移行支援等のサービス事業者の指定、そのサービスの質の向上を目指した計画的な指導監督、手話奉仕員等の養成講座の開催、発達障害者や精神障害者に対する相談支援、障害者の人権に関する相談を行うなど、障害者の生活支援の充実に取り組んだ。

さらに、中途障害者の社会復帰等を促進するため、総合リハビリテーションセンターにおいて、高度で専門的な回復期リハビリテーション医療の提供から、家庭や職場、地域での生活の再構築のための訓練まで、一貫したリハビリテーションサービスを提供するなど、医療・リハビリテーション体制の充実を図った。

加えて、障害者団体やグループ等による交流の場づくり、ピアサポートなどの自主的な取組への支援、企業と連携したICT利活用能力向上など、様々な活動を通じた障害者の社会参加を促進するとともに、自立訓練施設における就労適応訓練等の実施や、障害者の特性に応じた職業能力開発を推進する障害者職業能力プロモーターの配置、障害者雇用に取り組む事業者への支援などに取り組んだ。

今後も引き続き、障害の特性に応じた適切な支援を行いながら、様々な主体との連携を図り、障害者の自立に向けて取り組む必要がある。

第4節 原爆被爆者援護施策の充実

1 被爆者の実態に即した援護施策の充実

原子爆弾被爆者に対する援護措置の拡充強化等について、八者協要望等を通じて国に働き掛け、その結果、原爆症認定審査基準の改正や、被爆者援護法に基づく医療費の支給等在外被爆者に対する支援の拡充等が行われた。

また、国の助成を受け、原爆症認定申請支援のための家庭訪問相談員や原子爆弾小頭症患者の専任相談員が配置され、相談支援に取り組むとともに、原爆ホーム等の老朽化に対する施設・設備整備について計画的に実施した。

今後も引き続き、高齢化が進む被爆者の実態に即した援護の拡充強化や、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用、原爆ホーム等の老朽化に対する施設・設備整備への助成の充実等について、国に強く要望を行う必要がある。

2 原爆被災調査の推進と被爆実態に関する調査・研究の充実等

国が実施した実態調査などの資料の統合及び整理を行い、人的被害の解明を進めることにより、原爆被災調査を推進するとともに、八者協の要望において、原爆放射線の身体的影響等に係る調査・研究の促進や、被爆二世の健康診断の充実などについて国へ働き掛けを行った。

また、原爆体験者等意識調査を実施し、黒い雨降雨地域全域を健康診断特例区域として指定拡大するよう国へ要望するとともに、黒い雨体験者の健康不安軽減を目的とした相談・支援事業を実施した。

さらに、被爆実態に関する調査研究の上で重要な役割を担っている公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）の移転について、厚生労働省から本市に対し、放影研の移転を実現する方策として、既存の建物を賃借し、そこに入居する方法で検討するという考え方が示されたことから、広島市総合健康センターを厚生労働省の考え方に適合した最適な移転候補施設として厚生労働省へ提示し、放影研移転に関する調査費を計上するよう要望するとともに、一般社団法人広島市医師会に対して、放影研の移転用スペースを確保するため、広島市総合健康センター内にある広島市医師会臨床検査センターの移転について検討を依頼するなど、移転実現に向けて取り組んだ。

今後も引き続き、被爆実態に関する調査・研究の促進や、黒い雨体験者の健康面での実態等を踏まえた相談・支援事業の充実、被爆地域の拡大、放影研移転の実現などについて、国へ強く要望を行う必要がある。

第5節 保健・医療・福祉サービスの総合的な提供

1 保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の整備

専門分野ごとに関係機関等との会議などを通じ、連携を密に図りながら保健・医療・福祉の各種サービス提供が円滑に行えるよう取り組むとともに、平成 24 年に佐伯区の地域福祉センター・保健センター・福祉事務所の合築施設と、平成 29 年に広島市総合福祉センターの整備を完了させるなど、サービス提供体制の構築を進めた。

また、社会福祉関係業務の従事者の海外研修や、介護支援専門員や介護従事者等への集団指導研修、介護フェアや保育・介護人材応援プロジェクトを通じた介護人材の確保、広島市立看護専門学校の学生に対する教育の充実、社会福祉協議会等のボランティア活動に対する支援などに取り組みながら、サービスの担い手の養成・確保を進めた。

今後、少子化・高齢化、家族形態の変化、地域コミュニティ意識の希薄化等を踏まえ、高齢者、子ども、障害者等を含め、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合える「地域共生社会」の実現に向けて、地域の包括的な支援体制づくりを行うとともに、保健師の地区担当制の強化等に取り組む必要がある。

2 地域福祉の推進

社会福祉協議会や広島市ひと・まちネットワーク、NPO等と連携し、市民の福祉意識の高揚に向け、人に優しい市民意識の醸成を図るための啓発や教育の推進、地域における福祉の風土づくりを進めるとともに、互いに支え合う地域社会の形成に向け、民生委員・児童委員等による地域の見守り活動の充実に取り組んだ。

今後、広島市地域福祉計画を改訂して、「地域共生社会」を実現していくため、介護保険

サービス等の専門職による支援体制を強化するとともに、社会福祉協議会等と連携し、地域団体、ボランティアグループ等による地域福祉活動の充実を図る必要がある。

3 低所得者福祉の充実

生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、生活保護を実施した。特に被保護者の自立支援に向けて、全区にハローワークの就業支援窓口を設置したほか、直ちに一般就労を目指すことが困難な者に対して、個々の状況に応じて就労支援や定着支援、生活習慣や社会的能力等の習得支援等を行った。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、寄添型の包括的な相談支援や、個々の状況に応じた段階的な就労支援を行った。

今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、低所得者の自立支援の充実に取り組む必要がある。

第6章 パートナーシップに基づく新たなライフスタイルの創造

第1節 学校教育の充実

1 知・徳・体の調和のとれた教育

児童の言語運用能力、数理運用能力を定着させ、思考力・判断力・表現力を向上させることを目的として、全小・中学校にひろしま型カリキュラムを導入するとともに、小・中学校における少人数教育の推進等により、「確かな学力」の育成に取り組んだ。

また、広島市道徳教育プログラムを活用した授業の実施や、文化の祭典の開催による文化芸術教育の充実、部活動への地域の指導者の派遣、小・中学校での「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」の交付による運動への意欲増進、食育の推進などに取り組み、「豊かな心」と「健やかな体」の育成を図った。

さらに、平和教育、環境教育、キャリア教育、高校生の国外留学派遣や海外からの留学生受入れなど、多様な教育を推進するとともに、巡回相談指導の実施や特別支援教育アシスタントの配置、児童生徒一人一人の実態に応じた指導・支援の在り方に関する教員研修など、特別支援教育の充実に取り組んだ。

今後も引き続き、知・徳・体の調和のとれた教育を推進させながら、時代の急速な変化に対応できる多様な教育の推進を図る必要がある。

2 教育環境・教育条件の整備・充実

校舎等の耐震化の推進や福祉環境の充実に取り組むとともに、経験年数等に応じた研修による教員の資質能力の向上など、教育関係職員の専門性の向上に取り組んだ。

また、県市共同で、従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われない新しいタイプの高等学校である「広島みらい創生高等学校」を設置した。

さらに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置など、生徒指導上の諸課題に対する相談支援体制の充実に取り組み、教員がより子どもと向き合える環境づくりを推進した。

今後も引き続き、安全性を確保し、多様化する学習活動に適応する教育環境を整備するとともに、子どもを取り巻く様々な課題に対応するため、組織として教育活動に取り組む「チーム学校」体制を構築し、学校機能の強化を図る必要がある。

3 学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりの推進

学校協力者会議の開催やふれあい活動推進協議会の活動を通して、学校・家庭・地域社会の連携強化を図るとともに、「感動体験推進事業」や「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト」など、地域の教育資源を活用した学習の展開により、開かれた学校づくりを推進した。

今後も引き続き、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもたちを育む必要がある。

4 高等教育機能の充実

市立大学について、時代や社会のニーズに合わせて迅速に対応できる運営体制を構築するよう、平成22年4月に公立大学法人化し、柔軟な人事制度や弾力的な予算執行制度を導入するとともに、教育設備の充実や国際交流プログラムの実施、サテライトキャンパスの開設など、教育機能の強化を図った。

また、地域の大学と地域産業界、国・地方自治体等との連携に積極的に取り組んだ。

今後も引き続き、高等教育研究機関として教育研究の質の向上を図るとともに、地球規模で活躍できる人材や、地域社会の持続的な発展を支える人材を育成する必要がある。

第2節 活力ある青少年の育成

1 青少年の健全育成等

「生活リズムカレンダー」の配布や、午後9時以降はスマートフォン等による送信をしない、午後10時までにはスマートフォン等の使用をやめる、家族で話し合ってスマートフォン等の使用に関するルールをつくるの三つの取組で構成される「10 オフ運動」の実施などを通じ、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、子どもを対象としたスポーツや文化的なイベントの情報をホームページで発信する「広島っ子わくわくホリデー事業」の実施などによるスポーツ・レクリエーション活動の振興、広島市未成年者の禁酒・禁煙環境づくり事業実行委員会による啓発活動や青少年指導員による街頭補導活動など、未成年者に飲酒・喫煙をさせないための環境づくりに取り組み、健全な心身の育成を図った。

また、「威風堂々クラシックコンサート」の開催や「プロ音楽家による出前音楽授業」の実施など、青少年がプロの音楽家等と交流する機会を提供するとともに、青少年総合相談センターにおける支援や青少年支援メンター制度の推進に取り組んだ。

さらに、電子メディアを利用しない日を作る「ノー電子メディア推進事業」を実施するとともに、ワンストップで非行防止から立ち直り支援までの一貫した支援を行う活動拠点として「少年サポートセンターひろしま」を設置し、全国で初めて市庁舎の同一執務室内に市教育委員会職員と県警察職員が常駐して、暴走族・非行防止対策を総合的かつ効果的に推進するなど、青少年を取り巻く有害な環境への対応に取り組んだ。

今後も引き続き、青少年に関わる複雑化、多様化する課題への対応に取り組み、青少年の健全な心身の育成を図る必要がある。

2 次代を担う人材の育成

ひきこもりがちな青少年に対する就労体験やボランティア体験の機会の提供、ニート・フリーター等を対象としたキャリア相談の実施、居場所の提供など若者の職業的自立に対する支援の充実を図った。

また、中・高校生が平和の実相を学び、平和の大切さを発信する「中・高校生ピースクラブ」や原爆・平和について体系的に学ぶ市民講座「ヒロシマ・ピースフォーラム」の開催、青少年の海外留学や海外の学校との交流の推進による青少年の平和意識の醸成と国際社会に貢献する人材の育成に取り組んだ。

さらに、工業技術センターにおけるインターンシップの受入れや、中小企業支援センターでの経営セミナーの開催を通じて、活力ある地域経済を支える人材の育成を図るとともに、新進音楽家と広島交響楽団が共演する「プロミシングコンサート」や現代美術館における公募による美術展の開催、韓国・大邱広域市との芸術文化交流の実施など、豊かな能力を發揮する人材の育成に取り組んだ。

今後も引き続き、国際社会の一員として貢献する人材の育成に取り組みとともに、地域社会においてまちづくりを担う活力ある青少年の育成を図る必要がある。

第3節 生涯学習の推進

1 生涯学習の機会や場の提供とその成果の活用促進

県内の大学や市立高等学校等と連携して公開講座を開催し、市民に高度で専門的な学習機会を提供するとともに、公民館や図書館では、学習ニーズや地域課題に対応した各種事業を実施するなど、学習機会や場の提供の充実を図った。

また、市政出前講座については、受講者からの意見等を踏まえ、適宜見直しを行いながら、その充実を図った。

さらに、企業やNPO等と連携して高度で幅広い分野における学習機会を提供するなどの取組を行うとともに、公民館や図書館において、ボランティアの養成やネットワーク化などに取り組み、まちづくり活動の場を提供した。

今後も引き続き、多様な市民のニーズや地域課題に対応した学習機会や場の提供などに取り組みとともに、地域の担い手となる人材の育成及びネットワーク化に取り組み、学びの成果を生かした地域づくり、コミュニティの活性化が図られるよう、市民の主体的な活動を促進する必要がある。

2 生涯学習関連施設の機能の充実

まちづくり市民交流プラザにおいて、公民館等と連携して学習支援やその成果発表等を行うなど生涯学習関連施設相互の連携強化に取り組むとともに、公民館や図書館等のバリアフリー化など施設整備の推進に取り組んだ。

また、広島市社会教育委員会議や広島市公民館運営審議会、広島市立図書館協議会への市民委員の公募、公民館や図書館事業へのボランティアの参画、まちづくり市民交流プラザ運営委員会への利用者・地域代表等の参画など、施設運営に当たっての市民参画を進めた。

さらに、公民館において、ICTを利活用したまちづくり活動の支援に取り組むとともに、まちづくり市民交流プラザのフリースペースの市民団体等への提供など、生涯学習関連施設の利活用促進や、「ひろしま市民活動支援総合情報システム」による市民活動に関する様々な情報の提供に取り組んだ。

今後も引き続き、市民の意見も取り入れながら、多くの市民・団体等が利用しやすい施設にしていく必要がある。

第4節 都市文化の形成と豊かな文化環境の創造

1 個性と魅力ある都市文化の形成

毎年8月5日に開催する「平和の夕べ」コンサートや、2年に1度開催する広島国際アニメーションフェスティバル、3年に1度のヒロシマ賞の授与と受賞作家の展覧会開催などにより、平和文化の普及・促進を図った。

また、現代美術館においてコレクション展や特別展などを開催し、その取組の充実を図るとともに、毎年8月6日の平和記念式典終了後、国際会議場において青少年を中心とする平和文化イベント「ヒロシマの心を世界に」の開催、平和大通りに供木運動を紹介する説明版の設置などに取り組んだ。

さらに、京橋川や元安川でのオープンカフェの展開、元安川での水辺のコンサートの実施、河岸緑地や宇品・五日市地区の臨海部の整備、広島湾ナイトクルージングの実施、平和大橋歩道橋の整備など、「水の都ひろしま」としての魅力を高める取組を進めた。こうした取組

に加え、歴史・文化を生かした取組を進めるため、遊びうたの保存継承や広島神楽の振興、歴史的文化遺産等を巡るまち歩き観光の推進、「食」をキーワードとしたイベントやキャンペーンの実施、旧日本銀行広島支店の活用や国の重要文化財の指定に向けた復原工事などに取り組んだ。

今後も引き続き、広島の文化を後世に伝えていくための取組を進めるとともに、平和文化を基調としつつ、文化財等を活用した観光振興も視野に入れた文化の振興を図る必要がある。

2 豊かな文化環境の創造

本市と姉妹・友好都市提携を結んでいるホノルル市やボルゴグラード市、ハノーバー市、重慶市、大邱広域市、モントリオール市との「姉妹・友好都市の日」記念イベントの開催を始め、特に、大邱広域市とは隔年での代表団・芸術団の相互派遣を行うなど、国際色豊かなイベントの開催等に取り組んだ。

また、企業等の協力を得て、市内の各種会場でプロや若手音楽家などによる「威風堂々クラシックコンサート」の開催を始め、劇団四季の長期公演やひろしまオペラルネッサンス事業、アフィニス夏の音楽祭の開催などに取り組むとともに、広島市内の三つの美術館（現代美術館、広島県立美術館及びひろしま美術館）の連携強化を始めとする文化施設間の連携による事業等の充実を図った。あわせて、文化施設のバリアフリー化など計画的な改修等に取り組むなど、芸術文化活動の環境整備を行った。

今後も引き続き、企業など各種主体と連携を図りながら、市民の豊かな文化活動を活性化させる環境の創造に取り組む必要がある。

第5節 新しい「スポーツ王国広島」の創造

1 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の振興

公共施設予約管理システムの導入、市の広報紙やホームページ等による情報提供など、施設利用やイベント参加の促進を図りながら、区民スポーツ大会やスポーツ・レクリエーションフェスティバル等を開催した。あわせて、広島市スポーツ協会を始めとする各種団体等への支援やスポーツボランティアの登録者の増加と参加機会の拡大などに取り組むとともに、地域団体等と連携・協力しながら、介護予防などにつながる健康づくりや、姉妹都市であるホノルル市とのスポーツ交流を行った。

また、各区スポーツセンターにおけるスポーツ教室や相談機能等の充実を図るとともに、学校体育施設の利用拡大やスポーツ施設の改修・整備などに取り組んだ。

さらに、障害者スポーツの振興を図るため、各区スポーツセンターに障害者スポーツ指導員を配置し、障害者がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、障害者スポーツ大会の開催やスポーツ・レクリエーションフェスティバル等での障害者スポーツの体験会などを行った。

今後も引き続き、市民が主体となった地域におけるスポーツの振興・活性化を図りながら、高齢社会を見据え、健康づくりにも資する取組を進める必要がある。

2 競技力の向上

全国規模の大会で活躍できるジュニア選手の育成・強化を図る事業を実施する競技団体への助成を行うとともに、優秀な指導者の養成・確保を図るため、資格取得の促進や、競技別

の指導者養成講習会の開催などに取り組んだ。

また、スポーツ施設の早朝開館等による利用促進や、素質あるジュニア選手のメディカルチェック等への助成などを行った。

今後も引き続き、素質あるジュニア選手の育成・強化などに取り組みながら、各種競技力の全体的な向上を図る必要がある。

3 まちの活力創出に向けたスポーツの振興

広島開催が定着しているヒロシマ国際ハンドボール大会や全国都道府県対抗男子駅伝競走大会などへの支援・PRを行うとともに、国際的・全国的なスポーツ大会や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会出場国の事前合宿の誘致などに取り組んだ。なお、2020 年ヒロシマ・オリンピックの招致については、新しい開催モデル等について検討したが、実現は困難と判断した。

また、トップアスリートを招へいして各種スポーツ教室を開催するとともに、トップス広島など地元スポーツチームの応援気運の向上などに取り組んだ。なお、サッカースタジアムについては、官民連携の下で検討を行っている。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催なども念頭に置き、新たなまちの活力を生み出すスポーツの振興について取り組む必要がある。

第6節 まちづくり活動や豊かな市民生活のための環境の整備

1 地域コミュニティ活動の振興

地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を活用した町内会・自治会など地域住民による地域のホームページの開設・運営の支援や、市民活動に関する様々な情報を提供する「ひろしま市民活動支援総合情報システム」の運用、各区において相談支援や講座の実施、物品貸出しなど幅広いサポートを行うまちづくり支援センターの設置、地域コミュニティ活性化等に資する取組に対する補助などを行った。

また、空き家等をコミュニティ活動の場として活用するための補助や、住民組織が集会施設を整備する際の補助を行うとともに、広島市公共施設等総合管理計画において、施設の複合・集約化等に向けた検討を始めた。

今後、コミュニティの再生や地域ごとの課題解決に向けた取組を行うとともに、施設の複合・集約化等に当たっては、地域の実情に即して地域住民と共に検討していく必要がある。

2 市民のまちづくり活動の促進

まちづくり市民交流プラザにおいて、まちづくりボランティア人材バンクの運営や、相談・コーディネート事業、フリースペース利用促進事業、各種講座の開催などに取り組むとともに、公益信託広島市まちづくり活動支援基金やNPO活動融資制度などを通じ、市民のまちづくり活動を支援した。

また、アドバイザーやコンサルタント等の派遣による住民主体のまちづくりへの支援や、社会貢献を行う企業等の紹介・周知、市民活動団体への活動拠点の提供など、まちづくり活動を促す様々な取組を行った。

今後も引き続き、様々なニーズに対応した支援を行いながら、住民主体のまちづくり活動を促進していく必要がある。

3 余暇活動に対する支援の充実

市の広報紙やホームページ等を通じて各種イベント等の情報を発信するとともに、各区スポーツセンターでの健康づくり教室や公民館・図書館での講座の開催など、様々なニーズに対応した取組を行った。

今後も引き続き、多様化する余暇の過ごし方に対応した様々な支援を行う必要がある。

4 豊かな勤労生活実現のための支援の充実

ハローワークと連携し、全区役所に就労支援窓口を設置して生活困窮者等を対象に一体的な支援などを行うとともに、国と県との共催による新卒者等を対象とした合同面接会や、学生と地元企業を対象とした有給長期インターンシップに取り組んだ。

また、ニート・フリーター等を対象としたキャリア相談の実施や、「協同労働」による高齢者の働く場を創出する仕組みづくり、保育・介護人材に対する福利厚生事業などに取り組んだ。

今後も引き続き、働きがいのある雇用環境の創出を促進し、市民のワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

第7節 男女共同参画社会の形成

1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

補助金交付団体や企業に対する女性登用等に向けた働き掛けや、本市審議会等の委員選任に当たっての女性委員の積極的な登用について働き掛けを行った。

また、広島市男女共同参画推進員や女性防災士の養成に取り組むとともに、男女共同参画や女性活躍推進に積極的に取り組む民間事業者に対する入札時等の加点や低利融資などの優遇措置の取組を促進した。

さらに、男女共同参画拠点施設として広島市男女共同参画推進センターを整備し、相談事業を実施するとともに、各種講座などを開催した。

今後も引き続き、女性の更なる活躍に向けた取組を進め、男女共同参画の促進を図る必要がある。

2 性別による偏りのない意識の醸成

大型映像装置等を用いた広報を実施するなど、様々な機会を捉え、きめ細かく広報・啓発を実施するとともに、小・中学生向けの冊子等による教育を行うなど、男女平等意識等の醸成を図った。

今後も引き続き、年代に関わらず、こうした意識等の醸成を図る必要がある。

3 家庭・職場・地域で男女が自立し調和した生活を送るための環境づくり

国や県等と連携し、男女が共に働きやすく、能力が十分に発揮できる就労環境を目指し、シンポジウムや研修会、相談会の開催、企業への働き掛け等を行うとともに、本市男性職員に対し、積極的な育児休業の取得を促した。

また、各種講座の実施等による女性の起業促進や就職支援、男女共同参画に積極的に取り組む民間事業者に対する入札時等の加点や低利融資などの優遇措置を進めるとともに、保育園の受入枠や介護サービスの拡充などに取り組んだ。

今後も引き続き、男女が共に働きやすい環境の整備に取り組むことにより、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させることのできる環境づくりを推進する必要がある。

4 女性に対する暴力根絶等に向けた取組や被害者に対する支援の充実

ドメスティック・バイオレンスの防止等に向け、リーフレットの作成・配布や広報・啓発活動、広島市配偶者暴力相談支援センターの運営などに取り組むとともに、セクシャル・ハラスメントの防止等に向け、講座や相談支援を実施した。

今後も引き続き、ドメスティック・バイオレンスやあらゆるハラスメントの防止とその被害者に対する支援に取り組む必要がある。

5 生涯を通じた健康づくりに対する支援

健康教育や健康相談などの健康増進事業等を実施するとともに、女性に配慮した医療機関の周知などに取り組んだ。

また、学校における生命や自己及び他者の個性を尊重する教育の推進、エイズや性感染症に関する相談窓口、その検査についての周知を図った。

今後も引き続き、生涯を通じた健康づくりについての意識や正しい知識の啓発等に取り組む必要がある。

第8節 人権尊重社会の形成

○ 市民一人一人の人権意識の高揚と人権問題の解決を目指した教育や啓発等の推進

人権問題に対する理解を深めるため、市内全ての公民館や青少年センター、男女共同参画推進センターにおいて、人権教育講座を実施するとともに、人権啓発フェスティバルの開催や人権啓発指導員の派遣などの啓発活動を行った。幼稚園や小学校等においても、教員を対象とした研修や、園長・校長を始めとする人権教育推進教員等を対象とした人権研修を実施するなど、人権教育の指導体制づくりを推進した。

また、各区役所において、月に1回の人権擁護委員による人権相談や、毎年6月1日の人権擁護委員の日の特設相談所の開設などにより、より多くの市民に人権相談を利用してもらえるよう取り組んだ。

今後も引き続き、多様化する市民の人権問題に資する取組を進めていく必要がある。

第7章 ICT先端都市の実現

1 利用しやすい情報通信基盤の整備等の促進

地域情報格差の解消に向け、携帯電話不感地域における携帯電話基地局の整備や超高速ブロードバンド環境未整備地域における整備促進に取り組むとともに、地上デジタル放送完全移行に際して、補助制度等により難視聴地域の解消に取り組んだ。

また、次世代移動通信システムの整備を促進するため、LTEや地域BWAの基地局整備を支援した。

今後、市民ニーズや技術動向を踏まえ、利用しやすい情報通信基盤の整備等を促進する必要がある。

2 ニーズに応じた各種情報システムの高度化

住民記録等の基幹系システムの再構築や、市税の電子申請・申告、証明書のコンビニ交付等の電子行政サービスの拡充に取り組むとともに、適正な情報システムの調達・維持管理を推進するためのICTマネジメント体制の強化に取り組んだ。

さらに、市内LANシステム等における技術的なセキュリティ対策の強化に取り組むとともに、情報セキュリティ監査や研修を実施するなどセキュリティ対策を推進した。

今後、マイナンバー制度の運用開始やスマートフォンの普及等を踏まえ、電子行政サービスの拡充を検討するとともに、サイバー攻撃等に的確に対応できるようセキュリティ対策の強化を図る必要がある。

3 質の高い情報の集積・受発信とICT利活用の促進

市ホームページのスマートフォン版コンテンツの作成やフェイスブック等の市公式SNSの開設など、多様な情報伝達手段による行政情報の受発信を強化するとともに、視覚障害者が利用可能な電子申請受付システムの提供などアクセシビリティの向上に取り組んだ。

また、本市の保有するデータを市民や事業者が利活用しやすい形式で公開するオープンデータの取組を開始した。

今後、多様化する市民ニーズや情報伝達手段に対応した行政情報の受発信の充実を図るとともに、地域課題の解決や行政運営の効率化につながるよう、オープンデータの取組等データ活用の推進に取り組む必要がある。

4 ICT利活用による地域コミュニティの活性化とICTを安全・安心に利活用できる環境の整備

地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を活用した町内会・自治会など地域住民による地域のホームページの開設・運営を支援するとともに、公民館において市民のICT利活用能力の向上に取り組んだ。

また、広島県警察と連携して、サイバーセキュリティカレッジを開催するなど、市民へのセキュリティ対策の啓発に取り組んだ。

今後も引き続き、ICT利活用による地域コミュニティの活性化を図るとともに、安全・安心にICTを利活用できるよう様々な機会を通じて市民へのセキュリティ対策の啓発を行う必要がある。

第8章 持続可能な市場経済の創出

第1節 都市の発展を支える産業の創造と振興

1 広島が有する経済力の蓄積等を生かした産業の振興

地域企業等の製品・商品の販路拡大を図るため、中小企業者等の展示会等への出展や、「ザ・広島ブランド」認定品及び「ひろしまグッドデザイン賞」受賞商品の見本市等への出展を支援するとともに、商品見本市・商談会を行う「ビジネスフェア中四国」の開催や、広島製商品の消費拡大を推進する「BUYひろしまキャンペーン推進事業」に取り組んだ。

また、工業技術センターにおいて、技術指導や各種講習会、依頼試験に取り組み、企業の技術力向上を図った。

今後、広島広域都市圏で連携しながら、自動車関連を始めとする産業の振興に一層力を入れていく必要がある。

2 ICTビジネスの振興

ICTの活用による起業等に向けた個別指導や、経営の効率化・高度化に資するセミナーの開催等に取り組んだ。昨今では、企業等によるICTビジネスが本格化しており、今後は民間主導による取組が基本となるが、その動向については注視する必要がある。

3 企業等の立地誘導の推進

西風新都プロモーションセミナーの開催や企業誘致イベントへの出展等により、積極的な誘致活動を行い、西風新都や広島駅周辺地区などへの企業立地を進めた。

今後も引き続き、産業の集積及び雇用の拡大を促進するため、企業誘致活動を行っていく必要がある。

4 新産業の育成、新事業の創出

中小企業支援センターの新成長ビジネス事業化支援事業や工業技術センターの各種セミナー等を通じた支援により、環境関連、医療・福祉関連産業の育成や、水素・次世代エネルギーの利用開発の研究に取り組んだ。

また、広島大学や市立大学、安田女子大学、民間企業の連携を進め、「産学公」による共同研究や商品開発等を行うための体制構築を推進するとともに、中小企業者の新成長ビジネスに関する融資や新製品・新技術の開発への支援等に取り組んだ。

今後も引き続き、意欲ある企業の支援や各種連携などを通じ、新産業の育成等を図っていく必要がある。

5 ビジターズ・インダストリーの振興

観光プログラムの開発や充実を始めとするビジターズの受入環境づくりを推進した。入込観光客数は順調に増加していることから、今後、各種ニーズに応じた環境づくりを進める必要がある。

6 多様なニーズに対応するサービス業の振興

市の経済成長に資するサービス事業者に対する融資、中小企業支援センターによる相談支援を行うとともに、「ひろしまデザインネットワーク」の開催、マッチングサイトの運営、

「ひろしまグッドデザイン賞」の実施により、都市型産業であるデザイン産業の振興などに取り組んだ。

今後も引き続き、必要な支援を行い、サービス業の振興を図る必要がある。

7 流通業の活性化と広域的な流通拠点機能の強化

広島商工会議所等と連携して研究会を開催するとともに、西風新都への物流関連企業等の誘致、商工センターの活性化に向けた規制緩和等の検討、中央市場の再整備に向けた取組などを進めた。

今後も引き続き、多様な展開を見据え、拠点機能の強化に取り組む必要がある。

第2節 中小企業の活性化と商店街の振興等

1 中小企業支援の充実

経営・技術両面にわたる総合的な支援が展開できるよう、中小企業支援センターと工業技術センターの機能充実を図るとともに、中小企業支援センターによる経営セミナーの開催や専門家派遣、工業技術センターによるデザイン講習会や商品企画・開発講習会の開催などの支援を行った。

また、市の経済成長に資するサービス事業者に対する新成長ビジネス育成資金、新たに事業を営もうとする者に対する創業チャレンジ・ベンチャー資金など、中小企業向けの融資制度の充実を図った。

さらに、ICTの専門的な知識や経験を有する相談員による窓口相談、コーディネーターによる経営体質の改善に向けた助言などを行った。

こうした取組に併せて、効果的な支援が行えるよう、県や市、広島商工会議所、広島県商工会連合会が連携して中小企業者の相談を受ける一次相談窓口を設置し、相談者の利便性の向上や対応履歴の共有化などを行った。

今後も引き続き、適宜制度の充実や見直しを図りながら、中小企業が利用しやすい支援策を行っていく必要がある。

2 個性と魅力ある商店街の振興等

商店街の活性化成功事例の発表や意見交換を行う商店街ネットワーク交流会を開催し、商店街の活動意欲を喚起するとともに、商店街振興事業として、ICT化・高齢化に対応した取組、各種イベントや魅力ある個店づくり、共同施設整備などへの助成を行い、地域コミュニティ機能としての役割や回遊性の向上、にぎわいの創出などに取り組んだ。

また、猿猴橋を復元し、地元商店街等の取組と連携したイベントの開催や、袋町裏通りの歩行環境の整備等に向けた検討を行うなど、地域のにぎわいの創出を目指した取組を進めた。

さらに、広島商工会議所、商工会等と連携して、小売店舗の改善意欲喚起や商業機能のレベルアップを目指し、店舗演出や接客、ユニバーサルデザイン対応などに優れた小売店舗の表彰などを行った。

今後も引き続き、商店街の活性化に資する支援を行いながら、各商店街の個性と魅力の向上に取り組む必要がある。

第3節 農林水産業の振興

1 農業の振興

「市内産、新鮮、安心」な“ひろしまそだち”製品の認知度向上及び消費拡大を図るため、ホームページ等による情報発信や協力店による地産地消を推進するとともに、“ひろしまそだち”栽培指針を作成して農薬や化学肥料の使用量を低減させた栽培方法の啓発などに取り組んだ。

また、農業の多様な担い手を育成するため、市場出荷で他産業並みの所得が確保できることを目指した“ひろしま活力農業”経営者育成事業、定年退職者等を対象にした「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業、ふるさと帰農支援事業、チャレンジ女性農業者育成事業などを展開した。

さらに、遊休農地等を有効活用するための市民菜園の開園や、生産性の高い農業の確立を図るため、ほ場・農道等の整備を進めた。あわせて、各区農林課における体験教室や講習会などの都市・農村交流イベントの実施等による農村の活性化などに取り組んだ。

今後も引き続き、地場産農産物を消費することの重要性について、理解の促進を図るとともに、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加などを踏まえた取組を推進していく必要がある。

2 林業の振興

健全な森林の育成・保全を図るため、人工造林等の森林施業に対する支援や、手入れが不十分な里山林等を整備する町内会等への支援などに取り組んだ。

また、市民による森林づくり活動を促進するため、森林づくりを支える里山整備士やもりメイト等の森林ボランティアの育成、森林づくり活動に関するシンポジウムの開催、森林ボランティア団体等の情報を発信する「ひろしま森づくりコミュニティネット」の運営等に取り組んだ。

さらに、林業の再生と中山間地域の活性化を図るため、間伐後、森林内に放置されている未利用材を森林所有者等が利活用する取組への支援や、中山間地域への移住者を自伐林業家として育成する取組などを行った。

今後も引き続き、健全な森林の育成を行うとともに、森林・林業に関わる人材の育成、木材の利用拡大などに取り組む必要がある。

3 水産業の振興

水産振興センターで生産したマコガレイやアユ等の種苗の放流を行い、漁獲量向上のための資源増殖に努めた。

また、効率的にカキ等の養殖が行えるよう、漁業者に対し、養殖技術の指導を行うとともに、市民における漁業への理解を促進するため、干潟の生物観察などの体験交流事業を行った。

さらに、広島ならではの瀬戸の小魚から厳選した7種（メバル、コイワシ、オニオコゼ、アサリ、クロダイ、カキ、アナゴ）をブランド化し、これらの消費拡大を目的として、関係市町等と連携し、多くの人に広島湾の海の幸の周知を図る取組を行った。

今後も引き続き、適切な漁業環境の整備を行いながら、地場産水産物の消費拡大などに取り組む必要がある。

第9章 千客万来の都市の実現

第1節 活力とにぎわいを生み出す都市づくりの推進

1 魅力ある都市空間の形成

広島駅周辺地区において、広島駅南口B・Cブロックや若草町地区の市街地再開発事業、二葉の里地区の土地区画整理事業が完了し、商業、業務、住居、医療等の機能集積が進むとともに、広島駅新幹線口ペDESTリアンデッキや、広島駅自由通路、広島市民球場周辺地区の集客施設等の整備、新幹線口広場の再整備が完了するなど、広島の陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めた。

また、紙屋町・八丁堀地区等において、平和大通り緑地帯の再整備や、広島大学本部跡地における「知の拠点」の再生に向けた取組、袋町裏通りの歩行環境の整備に向けた検討など、回遊性やにぎわいをより一層高める取組を進めた。

今後も引き続き、都心が市域を越えた地域（広島広域都市圏、広島県域、中四国地方）全体に活力とにぎわいを生み出す中心的な役割を担うよう、「楕円形の都心づくり」を進める必要がある。

2 「水の都ひろしま」づくりの推進

京橋川や元安川で10箇所の水辺のオープンカフェの展開や、元安川の親水テラスにおける水辺のコンサート、市民等との協働・支援による水辺の祭、映画鑑賞会、カヌー・SUP体験会の実施、広島駅周辺の水辺における美しい川づくり、宇品地区における既存倉庫のにぎわい施設への利用転換、河岸緑地や平和大橋歩道橋の整備など、「水の都ひろしま」にふさわしい取組を進めた。

今後も引き続き、水辺空間における市民や企業等の様々な活動を促進することにより、「水の都ひろしま」づくりを推進する必要がある。

3 多様な資源を生かした都市づくりの推進

市立大学を公立大学法人化し、多様な取組を推進するとともに、現代美術館におけるコレクション展や特別展、広島交響楽団との共催コンサート、広島国際アニメーションフェスティバル、二葉の里歴史の散歩道巡りなどを行った。

また、広島広域都市圏協議会や県市職員によるトップス広島加盟チームの応援、広島東洋カープとサンフレッチェ広島のマスコットデザイン入り原動機付自転車ナンバープレートの交付等を通じ、市民の応援機運の醸成などに取り組むとともに、外国人対応が可能なカラオケ店を掲載したリーフレットを作成するなど、多くの人々との交流を促進する取組を進めた。

今後も引き続き、広島県や近隣市町とも連携しながら、多様な資源を掘り起こし、その魅力を高めながら、多様な取組に生かしていく必要がある。

第2節 観光の振興

○ ビジターズ・インダストリー戦略の推進

都市のにぎわいづくりを進めるため、フラワーフェスティバルやゆかたできん祭などイベントの開催、ドリミネーションやひろしま夜神楽など夜のイベントの充実、「食」による観光キャンペーンなどに取り組むとともに、平和大橋歩道橋の整備や緑地帯の再整備、京橋川などへのオープンカフェの展開、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区における都市機能の

充実強化、国際会議等の開催・誘致などに取り組んだ。

また、関係団体等と連携しながら、被爆体験講話や被爆体験伝承講話、被爆体験記朗読会の実施、原爆記録ビデオの上映、マツダミュージアムや中工場等の見学、広島市湯来交流体験センターでの自然体験活動、周辺市町での民泊の実施など、各種観光メニューの充実に取り組んだ。あわせて、広島湾ナイトクルーズや世界遺産航路など海や川を生かした取組、定期的なレストラン列車の運行、ひろしま夜神楽の開催などに取り組む、これらをメニューに組み合わせながら、観光プログラムの充実を図り、修学旅行や国際会議など各種誘致活動につなげた。

さらに、発地型・着地型それぞれの用途に応じた観光パンフレットを作成し、近隣自治体等と連携して雑誌等への情報掲載、観光宣伝隊の派遣、旅行会社招へい等のセールス、加えて、全国の学校等への個別訪問を始めとする修学旅行誘致を展開するとともに、観光ホームページの全面的なリニューアルによるタイムリーな情報発信や「ザ・広島ブランド」の知名度を高めて広島のイメージ向上などに取り組むなど、様々な手段による広島情報の発信に取り組んだ。

そして、タクシー乗務員を対象としたおもてなし観光研修、平和記念日に合わせた平和記念公園無料ガイド、フラワーフェスティバル等の期間に合わせて臨時観光案内所を設置し「ひろしま通」認定者等による観光案内の実施など、観光客の受入れに対する市民活動の促進を図るとともに、広島バリアフリーツアーセンターの連携や、観光サイン・パンフレットの多言語化などを進め、多様な観光客に対応した受入環境づくりに取り組んだ。なお、大学の観光学部等の誘致については、その経営状況などを総合的に判断し、困難であると判断した。

今後も引き続き、関係団体等と連携しながら、積極的な誘致・宣伝活動を始めとする観光の振興を図るとともに、急増する外国人観光客に対する受入環境の向上などに取り組む必要がある。

第3節 国際交流・国際協力、多文化共生のまちづくりの推進

1 国際交流・国際協力の推進等

本市と姉妹・友好都市提携を結んでいるホノルル市やボルゴグラード市、ハノーバー市、重慶市、大邱広域市、モンリオール市との「姉妹・友好都市の日」記念イベントの開催や「ヒロシマ・メッセンジャー」の運営、芸術文化交流、経済交流等を行うとともに、「国際交流・協力の日」の開催や「国際交流ネットワークひろしま」の運営などを通じ、市民レベルの国際交流促進や国際交流ボランティアのあっせんなどに取り組んだ。

また、市立大学において、海外学術交流協定校との連携により、協定校との長期派遣・受入れに取り組むとともに、広島市留学生会館において、留学生への生活支援や日本語学習支援、イベント事業の開催などを行った。

さらに、「ひろしま国際協力基金」を活用し、主にアジアの都市からの研修員を受け入れ、環境保全や上下水道、都市計画など様々な分野の研修を実施した。

加えて、放射線被曝者医療に関する技術支援や医療事情の提供等を行うため、放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）を通じ、海外からの医師等の受入研修や海外への専門医師等の派遣などを行うとともに、国際平和と安定に貢献することを目的にH I C A R Eと国際原子力機関（I A E A）との協働事業を進めた。

そして、外務省や国連訓練調査研究所（ユニタール）などの関係機関等を通じ、国連機関などの海外拠点設置等に向けた動向把握に努めるとともに、ユニタール広島事務所が実施する事業への補助を行った。

今後も引き続き、姉妹・友好都市提携を結んでいる都市を中心とした国際交流の推進や、様々なレベルにおける国際交流を進めて都市問題の解決に向けた支援などに取り組む必要がある。

2 多文化共生のまちづくりの推進

広島市多文化共生のまちづくり推進指針に基づき、広報や道路案内、生活に密着した行政サービスにおける多言語化と相談体制の整備を進めるとともに、外国人市民が保健・医療・福祉、防災、教育など様々な行政サービスを適切に受けられるよう取り組んだ。

また、人権啓発事業の実施や人権啓発指導員による企業等への人権啓発機会の充実などにより、多文化共生意識の向上を図るとともに、外国人市民に対する学習機会の確保や地域社会への参加促進に取り組んだ。

今後も引き続き、外国人市民や観光客等が安心して暮らせ、また、快適に滞在できるまちづくりを進めるとともに、市民の異文化理解の向上などに取り組む必要がある。

第4節 広域交通機能の充実

1 広域交通のネットワーク化とその利用促進

広島空港における路線拡充や空港連絡バスの増便、広島港における港湾施設の計画的な整備促進や広島県等と連携した戦略的なポートセールスの実施など、空港機能と港湾機能の強化等に取り組むとともに、市内JR各線における在来線の輸送改善や、JR可部線の電化延伸、広島電鉄宮島線における駅ホームの改良、電車ロケーションシステムの高度化、アストラムラインとJR山陽本線の結節点における新白島駅の設置、広島駅や西広島駅等における交通結節点整備に向けた検討など、公共交通機関の機能強化に取り組んだ。なお、広島西飛行場については、平成23年にヘリポート化を決定し、平成24年に廃港となった。

今後も引き続き、広域的な公共交通網の充実・強化に向けた取組を進める必要がある。

2 計画的な広域幹線道路等の整備

中国横断自動車道（尾道松江線）や東広島・呉自動車道の整備促進を国等に要望し、高規格幹線道路網の整備促進を図った。

また、一般国道2号の広島南道路や東広島・安芸バイパス、西広島バイパス都心部延伸、一般国道54号の可部バイパスの整備促進を国等に要望するとともに、近隣市町に連絡する補助国道や主要地方道の整備など、広域連絡幹線道路網の整備を進めた。

さらに、広島高速2号線や3号線、5号線の整備を進めるとともに、沼田スマートインターチェンジ（仮称）整備等の高速道路の有効活用などに取り組んだ。

今後も引き続き、高速道路インターチェンジや空港、港湾などへのアクセスを強化する自動車専用道路、近隣市町に連絡する広域的な幹線道路の整備に取り組む必要がある。

第3部 区の計画

第1章 中区

○ 多彩な人・もの・情報が行き交うまち

街なかのにぎわいづくりを推進するため、国際会議等参加者と袋町小や本川小の児童と地域住民が平和交流及び文化交流を行う「おもてなし市民交流プログラム」の実施や、商店街振興組合が構成員であるまちづくり協議会への参加、イベントへの支援に取り組んだ。また、繁華街の環境改善を推進するため、商店街・町内会等と連携した市内中心部の夜間パトロール活動や落書き消去活動の実施、地域団体や警察と連携し、放置自転車・違法看板等の監視指導などを行う「リバークリーン作戦」への参加に取り組んだ。

○ 身近な自然と歴史・文化が息づくうるおいのあるまち

歩いて楽しめる空間づくりを推進するため、江戸時代末期に開催された「砂持加勢」を再現した祭りの開催や、広島城周辺の城下町時代からの歴史的資源を解説したまち歩き散策用マップの作成、携帯端末で昔の絵地図や写真、解説等を見ることができるまち歩き支援アプリ「城下町広島ぶらり」の公開、西国街道を中心とした地域の歴史的資源を生かしたまちづくりを行おうとしている地域団体への支援を行った。また、道路・公園等で花づくり活動を行う市民ボランティアグループ等へ花の苗の提供や、地域で花壇を囲んだコンサートを開催する際の支援に取り組んだ。

○ 健康で快適に暮らせるまち

健やかで快適に暮らせる環境づくりを推進するため、公園や河岸緑地を活用し、地域団体や公民館と連携してミニマラソンなどを行う「子どもの遊び場づくり事業」の実施や、高齢化の進展に伴い高齢者が立ち寄れる居場所づくり、地域全体で高齢者を見守る「高齢者地域ささえ合い事業」の実施に取り組んだ。

○ コミュニティをはぐくむまち

地域コミュニティ活動の担い手を育成するため、まちづくりについて地域団体と意見交換を行うまちづくり懇談会の開催や、地域活動の活性化を目的としたまちづくりワークショップの開催、町内会・役員等研修会の開催、基町住宅地区において、市立大学と連携し、若者を中心に創造的な文化芸術活動や地域交流を行う「基町プロジェクト」の実施に取り組んだ。

○ 安全・安心に暮らせるまち

災害に強いまちづくりを推進するため、ポケットサイズの防災マニュアルや「自主防災活動のすすめ」を入れた町内会加入促進チラシの作成及び配布、防災訓練・防災フェアの実施、地域住民が防災の観点からまち歩きを行い、危険箇所を書き込む「わがまち防災マップ」の作成支援に取り組んだ。また、地域の防犯力の向上を図るため、子どもの見守り活動への参加、安全看板の作成・設置に取り組んだ。

第2章 東区

○ ひ：人が出会い、ふれあう、もてなしのまち

もてなしのまちづくりを推進するため、広島駅新幹線口周辺地区において、来訪者と区民のふれあいの場を創出するイベントの開催や、地域住民・事業者等と連携してエリアマネジメントに取り組む「エキキタまちづくり会議」による「エキキタお店マップ」の作成などの地域の魅力発信、「エキキタ・マルシェ」など公共空間等を利活用したイベントの開催に取り組んだ。また、地元産の野菜を生産者が直接販売する「木曜であい市」の開催などの農業を活用したまちづくりや、地域住民が行う花壇づくりへの支援に取り組んだ。

○ が：がっちり固めた地域スクラムで築く安全で快適なまち

みんなで支え合う地域づくりを推進するため、災害時における高齢者・障害者の避難支援事業の実施や、府中町等と連携して地域の防犯・交通安全対策に取り組む「広島東安全安心まちづくり会議」によるイベントの開催、地域の課題解決のため自主的に活動できる女性を養成する「まち恋女子養成講座」の開催などに取り組んだ。また、「認知症サポーター養成講座」の開催や、地域の子育て応援隊「ねこの手」と連携して小・中学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験学習会の開催などに取り組んだ。

○ し：自然と人がやさしく共生するやすらぎのまち

緑と水にふれることのできるうるおいのあるまちづくりを推進するため、牛田山等のハイキングコース整備やハイキングイベントの開催、自然に親しむことのできるシリブカガシ群生林やモリアオガエルの産卵池などの自然観察会の開催に取り組んだ。また、エコライフの環境づくりを進めるため、地域団体と連携して啓発活動に取り組んだ。

○ く：暮らしの中に歴史・文化が息づくまち

歴史と文化を感じるまちづくりを推進するため、ボランティアガイドによる案内で国宝不動院金堂を始めとする二葉の里歴史の散歩道周辺に広がる神社仏閣を巡るイベントの開催や、二葉の里歴史の散歩道散策マップの作成、地区の歴史と文化を体感できる平和イベント「夏の夜、平和と祈りの夕べ」の開催、外国人向けの地域の観光情報の発信などに取り組んだ。

第3章 南区

○ 陸と海の玄関の特色を生かしたにぎわいのあるまち

にぎわいのある玄関づくりを推進するため、広島港周辺の魅力をPRする「広島みなとフェスタ」の開催や、海を介してつながる江田島、宮島、四国とのイベント相互参加、区内の地域資源を探访するまち歩きイベントの開催、南区のPR動画の作成・公開、公民館に設置したデジタルサイネージでの地域イベントのスライド紹介などに取り組んだ。

○ 人と人のつながりを大切にし、みんなが支え合うまち

人がやさしいまちづくりを推進するため、旧国鉄宇品線跡地を活用した農作物の栽培やスポーツ施設の運営など、住民主体の地域活動や地域団体が実施する花づくり活動への支援、自主防災組織等と連携した防災訓練の実施、防災マップの作成、防災講演会の開催、避難行動要支援者名簿の作成及び支援関係者への提供、子どもの見守り活動の実施、通学路の点検・整備に取り組んだ。

○ 歴史と文化が息づき、心豊かになるまち

心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、区内の伝統文化や観光資源を整理した冊子「広島美奈美国風土記」の編集・発行、スイーツづくりなどを通じた「南区七大伝説」のPR活動、サイクリングマップの作成やサイクリングコースを活用したお宝探しゲーム「自転車さんぽ」の開催などに取り組んだ。

○ 豊かな自然を愛し、環境を大切にすまち

環境に優しいまちづくりを推進するため、元宇品を訪れた人々が野外博物館（ミュージアム）のように自然を楽しんだり、学んだりしながら、地球（アース）環境の不思議さや美しさ、大切さを感じ、学べる場となることを目指した「アース・ミュージアム元宇品構想」の実現に向けて、元宇品公園の案内板の整備やガイドブックの作成、自然観察会の開催、環境保全活動の実施に取り組んだ。また、似島に生息するニノシマボタルの保護・育成に向けた環境整備に取り組んだ。

第4章 西区

○ 海・山・川の自然や歴史・文化にふれることのできるうるおいのまち

美しい自然にふれる体験を提供するため、三滝山から鈴ヶ峰に至るハイキングコースの整備や、里山ハイキングマップの作成、ハイキングイベントや里山整備体験会の開催、太田川放水路河川敷でのカヌー体験やウォーキング、横川橋北詰河岸一帯とその周辺でのカヤック体験や演奏会の開催などに取り組んだ。また、歴史と文化を伝えるまちづくりを推進するため、かつての西国街道の名残である旧跡をボランティアガイドと巡るまち歩きイベント「西国街道ぶらり旅」の開催や、草津地区に残る歴史的な町並みを生かしたイベントの開催、己斐・草津地区の歴史を紹介する散策マップの作成、子ども神楽体験教室の開催に取り組んだ。

○ 様々な人が集い、交流する、楽しさあふれるにぎわいのあるまち

出会いと交流のにぎわいづくりを推進するため、平和大通り緑地帯を活用して駅伝応援などを行う「平和大通り青空ギャラリー」の開催や、太田川放水路河川敷での「K o i K o i ふれあい水辺フェスタ」や「かんおんファミリーウォーキング」の開催、横川商店街全域でのゾンビをテーマにしたイベント「ゾンビナイト」の開催、区の見どころを掲載した「魅力いっぱいのもち西区マップ」の作成、西広島駅や新井口駅など主要なJR駅周辺での花を生かしたもてなしの場づくりなどに取り組んだ。

○ 人と人のつながりでつくる、みんながやさしい、安全・安心で快適なまち

地域のつながりづくりを推進するため、健康づくり講座の開催や、健康ウォーキングマップの作成を通じた地域の健康なまちづくり活動に対する支援、常設の子育てオープンスペースの設置・運営、防災訓練の実施、防災マップの作成支援、防災講演会の開催、避難行動要支援者名簿の作成及び支援関係者への提供、子どもの見守り活動の実施などに取り組んだ。

○ 産業の集積や交通拠点を生かした、人と物・情報が行き交う活動的なまち

地域と企業の交流づくりを推進するため、針などの地場産業を紹介する展示会の開催や、商工センター内の企業見学会の開催、区にゆかりのあるアンジュヴィオレ広島、広島メイプルレッズ、広島ドラゴンフライズの三つのトップスポーツクラブを紹介するパネル展示や地域を挙げてホームゲームを応援するスタンプラリーの開催に取り組んだ。

○ 一人一人が行動し、人にやさしい環境を未来に引き継ぐ美しいまち

環境を大切に作る人づくりを推進するため、三滝の自然を親子で楽しむ「三滝山ファミリー自然体験活動講座」の開催や、平和大通りの身近な自然を観察する「平和大通り緑のふれあい体験講座」の開催、山田地区に残された自然環境への関心と愛着を深める「ホテルの里づくり」に取り組んだ。

第5章 安佐南区

○ 都市の快適さと自然のゆとりが調和したまち

魅力的なまちの顔づくりを推進するため、区内の自然や歴史・文化資源を巡る風景散策会の開催や、「あさみなみ散策マップ」を小学校等へ配布し、マップを活用した学習会の開催を促す「ふるさと安佐南再発見事業」の実施、区役所での学生による音楽会の開催と芸術作品の展示、区民が主体的にインターネットなどを通じて地域の行事や活動をPRする「安佐南マイタウンレポーター事業」の実施、「サンフレッチェ広島応援プロジェクト」として、区民応援デーや親子サッカー教室の開催などに取り組んだ。

○ 人と人のつながりを大切にし、笑顔と安心をつくり出すまち

つながりとふれあいのある安心なまちづくりを推進するため、「安佐南区民交流駅伝大会」の開催や、ボランティアによる花壇づくりと花苗講座の開催などを行う「安佐南区花いっぱい運動」の推進、「安佐南さわやかあいさつ運動」の実施、子育てオープンスペースの設置と運営、「安佐南区子育てサポーター養成講座」の開催や子どもたちが自然に触れながら自由に遊ぶことのできる「冒険遊び場（プレーパーク）」の開設などを行う「めざせ子育てほっとタウンあさみなみ」の推進などに取り組んだ。

○ 土と緑に親しみ、自然の恵みと環境を大切にするまち

土と緑の贈りものを活用するため、沼田町戸山地区でのボランティアによる海外援助米の生産や、さつまいもなどの農作物を栽培・収穫する「ふれあい農業教室」の開催、「森いきいき戸山林業体験教室」の開催、戸山地区の「とんど交流まつり」の開催、戸山地区の豊かな自然や旧跡を巡る「とやまに来てみんなサイクリングラリー」の開催、緑井地区での「権現山憩いの森整備事業」の実施などに取り組んだ。

○ 地域と大学の交流と連携をはぐくみ、学ぶ喜びがあふれるまち

学びと交流のまちづくりを推進するため、区内の大学の教員や地域の人材などを講師とする「あさみなみ区民大学」の運営や、各大学との連携事業である「あさみなみまちづくりアイデアコンテスト」の開催、学生の地元企業への就職を支援する「安佐南区地学地就支援事業」の実施などに取り組んだ。

第6章 安佐北区

○ 自然をはぐくむ、うるおいのあるまち

ふるさとの自然の発見を推進するため、岳山などでの里山ハイキングの開催や、可部冠山などを巡る山岳走競技「可部連山トレイルラン」の開催、里山登山の魅力を広めるための「あさきた里山トレッキングマップ」や周辺市町を含む広島北西部の山々を紹介する「ひろしま北里山ガイドブック」などのハイキングマップの作成、里山登山を奨励するための顕彰制度「里山マスターズ認定制度」の運用、里山マスターズ認定者同士の交流を促進するための清掃登山会や登山講習会の開催に取り組んだ。

○ 歴史・文化が息づくまち

ふるさとの歴史や伝統文化の発見を推進するため、公民館と連携し地域の歴史・文化資源を巡る歴史探訪会の開催や、実際に神楽の衣装を身に着けることのできる郷土芸能体験会の開催、区内の神楽団が一同に会し舞を披露する「あさきた神楽発表会」の開催に取り組んだ。

○ 都市圏北部の拠点となるまち

都市圏北部の拠点として、まちなかの元気づくりを推進するため、高陽地区の中学生やまちづくり団体が主体的に企画・運営を行う「高陽絆まつり」の開催や、歴史的な町並みの残る可部地区での古民家を生かしたコンサートや伝統工芸の体験会などを行う「可部の町めぐり」の開催、可部線電化延伸を契機に駅を拠点としたまちづくりなどに取り組んだ。

○ 支え合いの心が育つまち

地域のきずなづくりを推進するため、まちづくりリーダー育成講座の開催や、イベントの企画・運営を通じて地域活動の活性化を図る「あさきた元気フェスタ」の開催、子どもたちが自然の中で自由に遊ぶことのできる「冒険遊び場（プレーパーク）」の整備、地域オープンスペースや育児サークルへの支援として、おもちゃの貸出しや子育てに関する相談などを行う保健師等の職員派遣に取り組んだ。

○ みどりの恵みが実るまち

実りの里づくりを推進するため、桧山地区での特産のシャクヤクの開花時期に併せて地域の魅力を発信する「シャクヤクまつり」の開催や、田植えやサトイモの植え付け、漬物づくりの講習会などの都市住民との交流イベントの開催、久地北地区での遊休農地を生かした梅園を整備する「梅の里づくり事業」の実施、ホテルなどの自然観察会の開催、小河内地区での都市部の小学生を対象とした農業体験会の開催、商店街の酒米づくりに対する支援などに取り組んだ。

第7章 安芸区

○ 豊かな自然と共存したやすらぎのまち

自然にふれる、やすらぎの空間づくりを推進するため、鉾取山などからなる安芸アルプスなどでのハイキングコースの整備や、里山ハイキングマップの作成、蓮華寺山などでの区民ハイキングの開催、絵下山での自然観察会の開催、阿戸町の「里山あーと村」での農林業体験会と森のジャズライブなど自然を生かしたイベントの開催、園芸と花づくりの講座の開催などを通じた地域の花づくり活動に対する支援、海田町と連携して芝桜の植付けなどを行う「美しい瀬野川づくり事業」の実施などに取り組んだ。

○ 安全で健康に暮らせる心温かいまち

地域のきずなづくりを推進するため、JR矢野駅の交流スペース「やの交流プラザ」での作品展示と七夕の会など住民交流イベントの開催や、旧阿戸保育園を子どもから高齢者まで世代を超えた交流ができる場など新たなまちづくりの拠点として活用する「阿戸地区活性化事業」の実施などに取り組んだ。

○ ふれあいと文化の薫る交流のまち

歴史と文化を通じてふるさとを実感することのできるまちづくりを推進するため、埋もれていた歴史資源を掘り起こし、かつての西国街道の名残である旧跡をボランティアガイドと巡る「西国街道を歩こう」の開催や案内板の設置、ホテル観賞会の開催、瀬野川の魅力を紹介するウォーキングマップの作成などを行う「瀬野川を活かそうプロジェクト」の推進に取り組んだ。また、豊かな協働が結ぶ共生社会づくりを推進するため、外国人市民を対象とした日本語教室の開催や、住民による外国人市民との交流会の開催に対する支援に取り組んだ。

○ 東部地域をつなぐ活力とにぎわいのあるまち

安芸地区のネットワークづくりを推進するため、安芸地区（安芸区、府中町、海田町、熊野町及び坂町）の特長を表現した「あき連パン」の販売や小学生などによる和太鼓の演奏などを行う「安芸地区交流まつり」の開催、安芸地区の各スポーツ団体がバレーボールやバドミントンなどの競技を行う「安芸地区親善スポーツ大会」の開催、海田町との連携による「瀬野川健康ウォーキング大会」の開催、インターネットなどを通じた安芸地区の魅力の発信などに取り組んだ。

第8章 佐伯区

○ 海・川・山、いで湯や歴史・文化を生かしたまち

お宝ネットワークづくりを推進するため、石内地区や八幡地区などの地域の歴史・文化資源を巡る散策会の開催や、地域の新たな魅力を発掘するまちづくり講座の開催、国の重要有形民俗文化財である湯ノ山明神旧湯治場の利活用促進策として、ボランティアガイドを養成する講座の開催や、観光パンフレットの作成を通じた魅力発信などに取り組んだ。

○ 安全・安心な暮らしを支え合うまち

わがまちの自慢づくりを推進するため、「石内川ホテル再生事業」や「岡の下川シジミ再生事業」の実施、「八幡川自然観察会」の開催、地域活動のリーダーを養成する「まちづくりファシリテーター養成講座」の開催、地域の町内会やまちづくり団体などで構成される「まちづくり百人委員会」による花づくり活動、高齢者に配慮した地域情報誌の作成、商店街の魅力PRによるにぎわいづくりなどに取り組んだ。また、まごころネットワークを形成するため、子育て支援団体の連携強化を図る「子育て支援ネットワーク会議」の開催や、子育て支援関係者を対象とした研修会の開催、区民の健康づくりに対する活動支援として、地域のネットワークを活用した「区民健康ウォーキング大会」や「ウォーキンググループ交流会」の開催、団地単位で開催する「体革命、坂道ウォーキング講座」の実施を通じた自主活動グループへの支援などに取り組んだ。

○ 人が集い交流する、うるおいのある元気なまち

生き活きとした交流を推進するため、遊休農地を生かした「わくわく農園づくり事業」の実施や、八幡川の河口と源流に住む小学生の交流を図る「海山体験交流事業」の実施、空き家を利用し湯来温泉と旬の食材を楽しむ「湯来の四季味わい事業」の実施、「湯来たけのこ掘り大会 in 峠」など農業農村体験会の開催や「湯来柿もぎボランティア」、「上多田支援隊」の活動支援、「湯来こんにゃく学校」の運営、廿日市市と連携した「宮島街道プロジェクト」の推進、近隣市町との観光物産展の共催、大型クルーズ客船の寄港に併せ地域や商店街と連携したおもてなしイベントの開催などに取り組んだ。

第4部 計画の推進

第1章 市民主体の市政推進

1 社会サービス提供の担い手の育成

社会福祉協議会と連携し、広島市地域福祉計画に基づく「福祉のまちづくりプラン」の策定を進め、地域の実情に応じ、生活に密着した様々な住民主体の活動の促進を図るとともに、財政基盤が脆弱な市民活動団体の活動拠点となる共同事務所の提供や、まちづくり市民交流プラザにおける実践的な講座の開催などを通じ、市民活動団体の人材育成への支援を行った。

また、公募提案型協働モデル事業やコミュニティビジネス・社会的企業育成促進事業により、市民やNPO、企業等との協働の仕組みづくりなどに取り組んだ。

今後、少子化・高齢化、人口減少の進展によるまちづくりの担い手不足が懸念されることを踏まえ、実態に即しながら、その人材の育成等に取り組む必要がある。

2 総合的な市政情報の提供・公開、広聴・相談機能の充実

市長記者会見や市長講演会、市政出前講座など様々な場面において市政情報の積極的な発信・PR等に取り組むとともに、広報紙の配布場所の拡大やスマートフォン対応アプリへの広報紙の掲載、テレビ等の広報番組やホームページの充実、コールセンターの機能充実など発信・PR方法等の改善を図った。

また、「市民の声」制度の運用や、「市政車座談義」及び「区政車座談義」の開催により、市民の意見等を丁寧に聴くとともに、市民意見公募手続の制度化や市民相談センター等による各種相談の受け付けなどにより、広聴・相談機能の充実を図った。

今後も引き続き、市民ニーズ等を踏まえた見直しを行いながら、積極的な情報提供や広聴・相談機能の充実などに取り組む必要がある。

3 市民が利用しやすい施設の整備・管理等

公の施設の管理に企業やNPO等の民間事業者の参入促進を図るため、指定期間や公募期間の延長など指定管理者制度の見直しを行うとともに、西風新都における地区計画制度を活用するためのまちづくり計画策定等の支援などに取り組んだ。

今後も引き続き、必要な改善を図りながら、市民が利用しやすい施設の整備・管理などに取り組む必要がある。

第2章 効果的かつ効率的な都市経営の推進

1 市民のニーズに対応した自立的な行財政運営の推進

全ての事務・事業を対象として、全庁を挙げてその見直しに取り組み、平成23年度以降の6年間において、延べ133件、効果額約34億円の見直しを行うとともに、4か年を計画期間とした財政運営方針を定め、財政収支の均衡を図りながら、臨時財政対策債等を除く市債残高の抑制に取り組み、その状況等については、広報紙やホームページ、市政出前講座などで積極的に情報発信を行った。

また、広島市行政改革大綱やその行動計画である広島市行政改革計画に基づき、市民本意・成果重視の視点で行政改革に取り組むとともに、指定管理者による公の施設の管理や民設民営の給食センターへの学校給食調理等の委託などにより、民間事業者等の能力を活用しつつ住民サービスの向上や経費の節減等を図った。なお、行政評価制度については、全ての事務・事業を対象とした見直しなどに伴い、休止している。

さらに、複数の部署において実施していた滞納整理事務を収納対策部に集約して効率化を図るなど、滞納整理の強化を進めるとともに、コンビニ収納の導入や口座振替への推奨等による納税者の利便性向上などに取り組み、市税等の収納率向上に向けた取組の強化を図った。

加えて、未利用市有地の売却や貸付け、本市の公の施設への命名権の導入などを進め、自主財源の確保を図った。

今後も引き続き、事務・事業の見直しや自主財源の確保などに取り組むとともに、全庁的な「選択と集中」という観点に立って、政策の企画・立案以外の業務については民間活力の活用を推進するなど、効果・効率性の高い体制の構築を目指す必要がある。

2 施設の有効活用等の推進

本市が所管する未利用市有地の売却や貸付けを推進するとともに、本市が所管するインフラ資産とハコモノ資産の計画的かつ効率的な整備・更新に向けて、広島市公共施設等総合管理計画を策定した。

今後は、広島市公共施設等総合管理計画に基づき、インフラ資産とハコモノ資産のそれぞれの特性に応じて、更新や維持保全等を計画的に行うことで、財政負担の軽減・平準化を図りながら市民ニーズに対応した自立的な行財政運営を推進する必要がある。

第3章 都市の自立性の向上と地方分権の推進

1 行政執行体制の整備と行政能力の向上

事務・事業の見直し等を踏まえた効率的な職員配置等による職員数の削減を行うとともに、経済観光局及び危機管理室の設置など、社会経済情勢や行政の果たすべき役割の変化に対応した効果的・効率的な執行体制を整備した。また、広範な行政分野にわたる施策の推進に当たり、企画調整部や主要な施策を所管する部署の総合調整機能を強化するなどの見直しを行った。

加えて、人事評価制度の見直しや、職場研修等の充実、庁内公募及び職場体験の実施等を通じて、職員の能力開発と自発的な職業キャリア形成に対する支援を行うとともに、国内外への長期派遣研修や広島県との合同研修の実施、民間企業への職員派遣により、本市職員の政策形成能力等の向上を図った。

さらに、地域の行政需要に応じた施策の推進を図るため、繁忙期における区役所窓口の時間外延長の実施や区政車座談義の創設、区の魅力と活力向上推進事業の充実、区政運営調整費の創設等により、区役所機能の強化を図った。

今後も引き続き、社会情勢や市民ニーズ等の的確な把握に努め、必要に応じて行政執行体制の見直しと、職員一人一人の能力向上に取り組むとともに、区役所機能について、住民サービスの更なる向上に資するための検討を進める必要がある。

2 地方分権の推進と道州制への適切な対応

広島市地方分権推進本部の設置など庁内の体制整備を行い、分権の受け皿づくりを進め、指定都市への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、本市独自に、また、他の指定都市と連携して、国に要望した。あわせて、従来の二層制の自治構造を廃止し、広域自治体に包含されない「特別自治市」の実現を本市独自に国に要望するとともに、他の指定都市と連携して、地域の特性に応じた「多様な大都市制度」の実現を国に要望した。

今後も引き続き、国の地方分権に関する取組や大都市制度、道州制等の議論を踏まえ、「特別自治市」や「多様な大都市制度」の実現に向け、本市独自に、また、他の指定都市と連携して、国に積極的な働き掛けを行う必要がある。

第4章 関係自治体等との交流と連携の推進

1 周辺自治体等との連携強化

広島広域都市圏の自治体間で様々な交流と連携を推進するため、平成24年2月、従来の「広島広域都市圏形成懇談会」を「広島広域都市圏協議会」に改称するとともに、同協議会に“神楽”及び“食と酒”をテーマとする「まち起こし協議会」をそれぞれ設置した。

さらに、平成28年3月には、圏域内の23市町と連携協約を締結の上、「広島広域都市圏発展ビジョン」を策定し、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、「連携中枢都市圏制度」を活用しながら、地域の資源を圏域全体で活用する様々な取組を推進した。

また、「ビジネスフェア中四国」による商品見本市・商談会の開催や、広島湾ベイエリア・海生都市圏研究協議会への参画による体験型修学旅行誘致の推進、太田川流域振興交流会議への参画による自然環境保全の啓発活動等の実施、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会の運営等による観光施策の推進など、様々な分野において、関係自治体や団体等と連携した取組を行った。

今後も引き続き、周辺自治体等との交流や連携強化に取り組み、圏域全体の発展を図る必要がある。

2 国や広島県との連携強化

広島県及び広島市がそれぞれ実施している類似の事務・事業等について、県・市の連携や役割分担を整理し、より有益な行政サービスの提供の在り方を検討するため、「広島県・広島市連携のための合同研究会」を設置し、産業振興や試験研究などの行政サービス分野において広島県と連携して二重行政の解消に向けた取組等を行った。

今後も引き続き、住民サービスの向上につながる県・市の連携施策について検討を行う必要がある。

3 指定都市との連携強化

指定都市市長会議において、大都市行財政に関する諸問題や指定都市共同での取組等の議論・意見交換を行うとともに、国等に対する政策提言等の検討を行った。

また、国の施策・予算に関し、指定都市に共通する重要な事項等を取りまとめ、関係府省や政党への要請活動を行った。

今後も引き続き、指定都市市長会の取組を通じて、大都市制度等に関する要請活動を行い、地方分権の一層の推進を図る必要がある。

4 関係自治体との合併に向けた取組の推進

現時点において合併に向けた具体的な取組はないが、今後も引き続き、4町の動向などを見極めながら取組を進める必要がある。